

## 第III部 プラン編



# 第1章 重点課題① 包括的な支援体制の構築

## 1 在宅医療・介護連携の充実

高齢化が急速に進展する中で、地域においても多くの疾患や不安を持つ高齢者が増加するものと想定されます。高齢者の疾患が、急性的に悪化した場合に、早期に入院治療を受け、できる限り早く生活の場へと戻ることが、介護の重度化や生活機能低下の防止に不可欠です。医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにするためには、医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となります。

このようなことから、疾患のある高齢者を支える入院医療・在宅医療・介護の場において、それぞれに従事する医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・介護支援専門員・介護福祉士等の多職種が連携し、チームとなって機能する仕組みづくりを推進するなど、在宅医療と介護が一体的に提供できる体制の構築を推進します。

### 【主な取組】

- ① 在宅医療・介護連携の推進

### 【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
多職種連携構築度評価平均得点 (点)	4.0	5.0	5.5	6.0
要介護者の在宅比率 (%)	79.4	78.6	78.2	77.4



住み慣れた自宅での療養生活を支える  
「在宅ケア便利帳」



退院調整・地域連携打ち合わせ会の様子

## ① 在宅医療・介護連携の推進

### [事業の概要]

在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、高松市医師会・歯科医師会や居宅介護支援事業者連絡協議会の代表者などの在宅医療・介護関係者で構成される「高松市在宅医療介護連携推進会議」を開催するなど、情報共有と連携強化を図り、医療と介護の両方を必要とする高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

### [事業実績]

情報共有と連携強化の推進のため、次の8項目の事業に取り組みました。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
  - ・在宅ケア便利帳（冊子・CD-R版）の作成、ホームページ版の作成に向けた検討
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
  - ・高松市医療介護連携推進会議の開催
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
  - ・退院調整・地域連携打ち合わせ会の開催
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
  - ・情報共有ツールの検討
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
  - ・在宅医療コーディネーターの養成
  - ・在宅医療支援センターの設置に向けた検討
- (カ) 医療・介護関係者の研修
  - ・多職種連携研修の開催
- (キ) 地域住民への普及啓発
  - ・在宅医療と介護に関する市民公開講座の開催
  - ・啓発用ポスターの作成
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
  - ・同一医療圏関係者会の開催

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
高松市医療介護連携推進会議		開催回数 (回)	6	6
部 会	退院支援・医療介護連携部会	開催回数 (回)	1	10
	在宅ケア便利帳部会	開催回数 (回)	4	5
	多職種連携研修部会	開催回数 (回)	1	1
	在宅医療コーディネーター部会	開催回数 (回)	4	1
退院調整・地域連携打ち合わせ会		開催回数 (回)	-	3
		参加者数 (人)	-	390
多職種連携研修		開催回数 (回)	1	1
		参加者数 (人)	170	136

(★2017.12 末時点の年度末見込)

**【課 題】**

在宅療養に関する医療や介護の情報を一元的に管理できる仕組みづくりが必要です。

また、医療・看護・介護・福祉等の各職種において、それぞれの専門性や特色をいかした連携及び情報共有による顔の見える関係づくりや、本市における在宅医療・介護連携の課題や対応について多職種間で協議する機会や研修、円滑な在宅医療と介護サービスの調整のための在宅医療に関する相談支援センターの設置等が必要です。

さらに、在宅医療・介護の推進については、専門職のみでなく、広く市民に対しても周知啓発を行う必要があります。

**【取組方針】**

引き続き、意見交換、多職種間のネットワーク構築など、情報共有と連携強化を推進するために、下記の8つの事業に取り組みます。

区 分	内 容
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業者等の情報を把握し、地域の医療・介護関係者や住民に対し、情報提供を行います。
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	「高松市在宅医療介護連携推進会議」を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題抽出、対応策等について検討します。
(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	在宅療養者の急変時等の連絡体制も含めて、在宅医療・介護の提供体制の構築を目指した取組を行います。
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	退院及び在宅療養の支援に関する情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを活用するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の医療・介護関係者や住民から、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援します。
(カ) 医療・介護関係者の研修	医療、看護、介護、福祉等の多職種間の相互の理解・情報共有を図り、顔の見える関係づくりを構築するための研修等を実施します。
(キ) 地域住民への普及啓発	地域住民が、在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、広く周知啓発します。
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	広域連携が必要な事項（情報共有の方法等）について、関係市町と検討します。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
多職種連携構築度評価平均得点 (点)	5.0	5.5	6.0
要介護者の在宅比率 (%)	78.6	78.2	77.4

## 2 介護保険サービスの充実

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族等の介護者を、社会全体で支えていく仕組みであり、介護が必要になる可能性（リスク）を多くの人で負担し合うことで、介護が必要になったときに、必要な支援（介護保険サービス）を受けられるようにする制度です。

在宅を中心とした地域包括ケアの実現に向けて、介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けるためには、その人の身体状況や生活環境等に応じた適切なサービスが提供されることが重要であることから、量と質（人材育成等）の確保の両側面から、総合的にサービスを提供する体制の構築に向けて、サービスの充実を図ります。

また、高齢者を介護する家族を支援する側面から、十分に働ける方が、家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する人が働き続けられるよう、「介護離職ゼロ」の実現を目指したサービス基盤の整備を推進する必要があります。

2018（平成 30）年度以降、県が作成する保健医療計画と見直しのサイクルが一致することから、これらの計画との整合性も確保しつつ、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの一体的な構築を図ります。

### 【主な取組】

- ① 居宅サービス
- ② 地域密着型サービス
- ③ 施設サービス
- ④ 介護給付等費用適正化事業
- ⑤ 住宅改修支援事業
- ⑥ 介護相談員派遣等事業



### 【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
第7期計画期間中の施設・ 居住系サービスの整備率※ (％)	-	-	16.5	100.0
介護相談員派遣受入事業所数 (か所)	20	25	27	30
ケアプラン点検件数 (件)	164	170	180	190

(※ 2019年度から集計開始)

## ① 居宅サービス

### [事業の概要]

自宅を中心に提供する介護サービスであり、自宅での日常生活の手助けなどをしてもらう訪問サービスや、施設に通って食事や入浴などを受ける通所サービス、一時的に施設に泊まるショートステイなどがあります。

また、自宅のほか、有料老人ホームなどに入居している人が介護サービスを受ける、特定施設入居者生活介護もあります。

### [事業実績]

(上段：計画値 下段：実績値)

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
訪問介護 (回/月)	86,297	92,729	97,625
	91,345	94,059	99,103
介護予防訪問介護 (2016.10～総合事業へ移行) (人/月)	1,438	739	-
	1,408	1,231	395
訪問入浴介護 (回/月)	1,014	1,052	1,052
	895	717	648
介護予防訪問入浴介護 (回/月)	-	-	-
	0.3	0	0
訪問看護 (回/月)	6,151	7,264	8,260
	8,316	9,299	12,020
介護予防訪問看護 (回/月)	399	891	1,005
	125	174	264
訪問リハビリテーション (回/月)	2,881	3,251	3,614
	2,868	3,360	3,207
介護予防訪問リハビリテーション (回/月)	85	127	163
	64	94	57
居宅療養管理指導 (人/月)	2,192	2,434	2,731
	1,826	2,066	3,234
介護予防居宅療養管理指導 (人/月)	34	32	34
	30	38	68
通所介護 (回/月)	61,823	35,658	37,795
	63,667	49,743	51,429
介護予防通所介護 (2016.10～総合事業へ移行) (人/月)	2,298	1,322	-
	2,182	1,964	635
通所リハビリテーション (回/月)	18,825	19,431	20,275
	17,853	18,261	18,909
介護予防通所リハビリテーション (人/月)	644	662	697
	602	628	631

(上段：計画値 下段：実績値)

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
短期入所生活介護 (日/月)	24,338	27,476	28,510
	26,233	27,884	29,978
介護予防短期入所生活介護 (日/月)	65	128	173
	71	81	76
短期入所療養介護 (日/月)	468	339	343
	719	647	697
介護予防短期入所療養介護 (日/月)	-	-	-
	2	4	1
特定施設入居者生活介護 (人/月)	666	669	670
	687	686	667
介護予防特定施設入居者生活介護 (人/月)	40	38	39
	37	37	45
混合型特定施設入居者生活介護 (予防給付も含む) (人/月)	661	662	664
	681	680	669
福祉用具貸与 (人/月)	6,067	6,292	6,487
	6,426	6,775	7,061
介護予防福祉用具貸与 (人/月)	1,100	1,208	1,313
	1,184	1,360	1,496
特定福祉用具購入費 (人/月)	130	140	143
	118	107	105
特定介護予防福祉用具購入費 (人/月)	52	54	58
	40	35	32
住宅改修費 (人/月)	100	105	111
	101	96	82
介護予防住宅改修費 (人/月)	54	55	60
	50	45	38
居宅介護支援 (人/月)	10,888	11,238	11,472
	11,054	11,353	11,506
介護予防支援 (人/月)	4,057	2,800	1,583
	3,980	3,817	2,577

(★2017.3～8月利用分までの平均実績値)

**[課 題]**

サービスごとに利用量の減少・増加の傾向はみられるものの、住み慣れた地域で自立した生活を送りたいという要介護（要支援）の高齢者のニーズが高まる中で、居宅サービス全体の利用量は増加傾向にあります。在宅における中重度の利用者や家族介護者のニーズにも対応し、必要なサービスが適切に提供できる体制の整備が必要です。



## [取組方針]

第6期計画期間中のサービス利用実績と基礎調査結果を基に、今後必要となるサービス量を見込みます。

また、要介護（要支援）の高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送ることのできる、在宅を中心とした地域包括ケアの実現に向け、指定を行った事業者と連携を図りながら、医療系サービスやレスパイトケア（家族の負担軽減）に対応するサービスなどの提供体制の整備とともに、質の向上に努めます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
訪問介護 (回/月)	107,501	111,066	110,870	139,888
訪問入浴介護 (回/月)	690	688	679	867
介護予防訪問入浴介護 (回/月)	0	0	0	0
訪問看護 (回/月)	13,252	13,402	12,424	13,983
介護予防訪問看護 (回/月)	653	653	666	744
訪問リハビリテーション (回/月)	3,329	3,815	4,019	5,144
介護予防訪問リハビリテーション (回/月)	50	50	50	50
居宅療養管理指導 (人/月)	2,454	2,464	2,439	2,835
介護予防居宅療養管理指導 (人/月)	59	60	60	68
通所介護 (回/月)	57,092	60,018	62,184	78,937
通所リハビリテーション (回/月)	19,659	20,353	20,548	27,740
介護予防通所リハビリテーション (人/月)	634	654	670	758
短期入所生活介護 (日/月)	34,554	35,482	35,385	44,420
介護予防短期入所生活介護 (日/月)	78	73	65	45
短期入所療養介護 (日/月)	750	915	1,048	1,360
介護予防短期入所療養介護 (日/月)	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護 (人/月)	652	668	658	687
介護予防特定施設入居者生活介護 (人/月)	57	69	79	83
混合型特定施設入居者生活介護 (予防給付も含む) (人/月)	664	692	692	725
福祉用具貸与 (人/月)	7,408	7,489	7,500	8,609
介護予防福祉用具貸与 (人/月)	1,529	1,532	1,546	1,689
特定福祉用具購入費 (人/月)	118	119	120	137
特定介護予防福祉用具購入費 (人/月)	38	38	38	43
住宅改修費 (人/月)	87	89	90	104
介護予防住宅改修費 (人/月)	40	41	41	46
居宅介護支援 (人/月)	12,092	12,764	13,093	15,954
介護予防支援 (人/月)	2,044	2,059	2,086	2,313

## ② 地域密着型サービス

### [事業の概要]

住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、身近な生活圏域ごとに提供する介護サービスです。

原則として、利用者は他の市町村にある事業所のサービスは利用できません。

### [事業実績]

(上段：計画値 下段：実績値)

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/月)	25	88	127
	16	21	19
夜間対応型訪問介護 (人/月)	149	152	151
	173	166	170
認知症対応型通所介護 (回/月)	3,176	3,545	4,084
	2,642	2,379	2,267
介護予防認知症対応型通所介護 (回/月)	0	0	0
	8	8	8
小規模多機能型居宅介護 (人/月)	265	277	293
	255	242	224
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人/月)	30	30	30
	15	13	13
認知症対応型共同生活介護 (人/月)	864	870	924
	829	839	859
介護予防認知症対応型共同生活介護 (人/月)	3	3	3
	1	2	0
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/月)	12	12	12
	7	12	12
看護小規模多機能型居宅介護 (人/月)	28	48	74
	30	29	28
地域密着型通所介護 (回/月)	-	30,375	32,196
	-	17,269	17,702
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/月)	0	0	0
	0	0	0

(★2017.3～8月利用分までの平均実績値)

## [課題]

サービスごとに利用量の減少・増加の傾向はみられるものの、重度の要介護高齢者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、また、認知症の高齢者が今後増加していくことを踏まえ、住み慣れた地域で、身近な事業所によるきめ細やかなサービスを適切に提供できる体制を整備するとともに、サービスの普及促進を図ることが必要です。

## [取組方針]

第6期計画期間中のサービス利用実績、基礎調査結果及び施設の整備状況等を基に、介護離職ゼロへの対応や医療療養病床からの転換等に伴う追加的需要を含め、今後必要となるサービス量を見込みます。

また、在宅を中心とした地域包括ケアの実現に向け、医療ニーズのある一人暮らしの重度の要介護者等でも、在宅で生活できる体制の確保が重要であり、サービス見込量に見合った提供体制の確保を図ります。併せて、利用者を始め、事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）等を中心に、サービスの普及啓発を行います。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人／月）	41	43	101	182
夜間対応型訪問介護（人／月）	181	188	190	241
認知症対応型通所介護（回／月）	2,185	2,180	2,172	2,381
介護予防認知症対応型通所介護（回／月）	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護（人／月）	226	228	258	364
介護予防小規模多機能型居宅介護（人／月）	13	13	14	21
認知症対応型共同生活介護（人／月）	908	926	980	1,052
介護予防認知症対応型共同生活介護（人／月）	1	1	1	1
地域密着型特定施設入居者生活介護（人／月）	12	12	12	12
看護小規模多機能型居宅介護（人／月）	47	50	82	125
地域密着型通所介護（回／月）	18,180	18,914	18,699	22,046
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人／月）	0	6	58	58

### ③ 施設サービス

#### [事業の概要]

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人や、長期にわたり療養・リハビリが必要な人が施設に入所して受ける介護サービスです。

施設サービスには、2018（平成 30）年度に創設した介護医療院を含め、4 種類のサービスがあります。

#### [事業実績]

（上段：計画値 下段：実績値）

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（人／月）	1,647	1,647	1,697
	1,552	1,589	1,612
介護老人保健施設（人／月）	1,122	1,210	1,331
	1,074	1,074	1,101
介護療養型医療施設（人／月）	163	163	163
	155	153	141

（★2017.3～8月利用分までの平均実績値）

#### [課 題]

施設でのケアを必要とする高齢者が適切に利用できるよう、また、介護離職ゼロへの対応の観点からも、定員数が利用見込人数に対し不足している施設サービスについて、必要な整備を図り、入所待機者の解消を図ることが求められます。

また、新たなサービス類型として、2018（平成 30）年度に介護医療院が創設され、2017（平成 29）年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養型医療施設は 2018（平成 30）年度から 6 年間は経過措置が延長されることから、新たなサービスへの転換の動向も見極めながら、必要なサービスが適切に提供できる体制の整備が必要です。

### [取組方針]

第6期計画期間中のサービス利用実績、基礎調査及び在宅介護実態調査の結果等を基に、介護離職ゼロへの対応や医療療養病床からの転換等に伴う追加的需要を含め、今後必要となるサービス量を見込みます。

定員数が利用見込人数に対し不足している施設サービスについては、2020年度末までにサービス見込量に見合う整備を図ります。

介護医療院については、県による医療療養病床及び指定介護療養型医療施設における介護保険施設等への転換の意向調査結果を踏まえ、整備を図ります。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
介護老人福祉施設※（特別養護老人ホーム）（人／月）	1,681	1,697	1,785	1,845
介護老人保健施設（人／月）	1,128	1,260	1,386	1,446
介護療養型医療施設（人／月）	142	142	142	-
介護医療院（人／月）	0	0	8	150

（※ 地域密着型サービスを含む）

#### ④ 介護給付等費用適正化事業

##### [事業の概要]

適切な介護保険サービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を推進します。

＜介護給付適正化事業主要５事業＞

- ・要介護認定の適正化      ・ケアプラン点検      ・住宅改修等の点検
- ・縦覧点検・医療情報との突合      ・介護給付費通知

##### [事業実績]

(上段：計画値 下段：実績値)

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
給付費通知発送件数 (件)	64,677	74,865	77,793
	67,274	64,456	65,916

(★2017.12 末時点の年度末見込)

##### [課 題]

介護保険事業の持続的な運営に向けて、サービス事業者の介護報酬請求の適正化等の推進を図るため、引き続き、主要５事業を着実に推進することが必要です。

また、適切な介護サービスの提供に向けて、急速に増え続ける介護サービス事業所に対応した指導監督体制の整備が必要です。

##### [取組方針]

主要５事業を着実に実施するとともに、事業者への実地指導等を通じたサービスの質的な向上を目指し、限られた人員体制の中で、効果的な指導監督体制を整備することにより、適切な介護サービスの提供を図ります。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
給付費通知発送件数 (件)	68,091	70,338	72,659	85,466
ケアプラン点検件数 (件)	170	180	190	190

## ⑤ 住宅改修支援事業

### [事業の概要]

介護保険サービスにおける住宅改修の支給申請に伴い、理由書を作成した居宅介護支援事業者等に対して、補助金を交付します。

### [事業実績]

(上段：計画値 下段：実績値)

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
住宅改修理由書作成補助件数 (件)	72	72	72
	40	27	48

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

居宅介護支援の提供を受けていない住宅改修利用者の負担軽減を図るため、引き続き、住宅改修支援事業を実施し、円滑なサービス提供を確保することが必要です。

### [取組方針]

住宅改修利用者が住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、介護支援専門員、作業療法士等の福祉、保健、医療又は建築の専門家と連携を図り、住宅改修の質の向上と利用者負担の軽減を図るため、円滑なサービス利用を促進します。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
住宅改修理由書作成補助件数 (件)	72	72	72	72

## ⑥ 介護相談員派遣等事業

### [事業の概要]

一定の研修を受けた介護相談員をサービス事業所等に派遣して、利用者等の話を聞き、相談に応じるなどにより、利用者の疑問や不満、不安の解消とともに、派遣を受けた事業所におけるサービスの質的な向上を図ります。

### [事業実績]

(上段：計画値 下段：実績値)

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
介護相談員派遣受入事業所数 (か所)	20	35	40
	14	20	23

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

サービスの質的な向上や利用者の利便性を高めるため、現任相談員の必要な知識及び技術等の資質向上のほか、新たに相談員となる担い手や派遣受入事業所の拡充とともに、事業の周知啓発に努めることが必要です。

### [取組方針]

現任相談員の資質向上に向けて、定期的に専門研修を受講させるほか、利便性やサービスの質的な向上を図るために、相談員や派遣受入事業所の拡充を行うとともに、相談員の活動状況を随時市民に対し情報提供するなど、事業の普及促進及び周知啓発を図ります。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
介護相談員派遣受入事業所数 (か所)	25	27	30	36



### 3 生活支援・見守り体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、介護保険サービスだけでなく、多様なニーズに対応した生活支援サービスや、地域の多様な人材をいかした見守り体制が重要です。

「高齢者の暮らしと介護に関するアンケート調査」「在宅介護実態調査」(2017.2)においても、こうしたサービス・支援に対する高いニーズがみられ、特に、フルタイムで勤務する家族等の介護者にとって、見守りは重要な支援となっていることが分かっています。

そのため、ICT 技術の活用や移動販売事業者による高齢者の見守り等、高齢者の生活支援や見守りに資する新たな取組についても検討を進めています。

今後、高齢者がそれぞれの状況に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、介護者に対する支援の観点からも、生活支援・見守り体制の充実を図ります。

#### [主な取組]

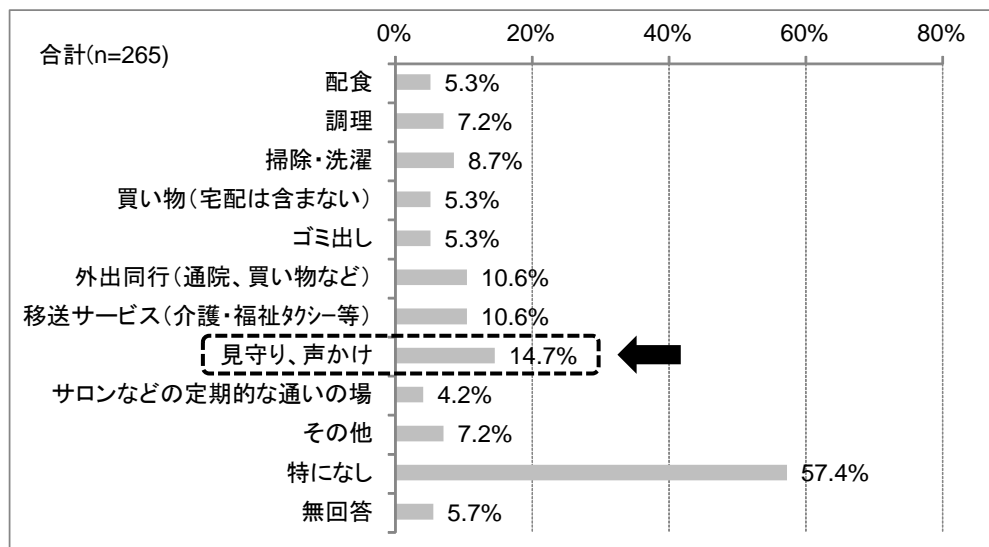
- ① 高齢者のための在宅福祉サービス
- ② 地域で支えあう見守り活動に関する協定

#### [数値目標]

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
見守り協定締結事業者数 (事業者)	69	78	81	84

#### 《参考》

フルタイム勤務の介護者が、介護保険サービス以外で必要と感じる支援・サービス



「在宅介護実態調査」(2017.2)

## ① 高齢者のための在宅福祉サービス

### [事業の概要]

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険以外の高齢者サービスとして、様々な在宅福祉サービスを実施し、在宅生活を支援します。

事業名	内 容
特別あんしん見守り事業	公益社団法人高松市シルバー人材センターに委託し、特に定期的な見守り支援が必要な在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、週 1 回の見守り活動を行います。
軽度生活援助事業	日常生活において、援助が必要な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、シルバー人材センターの援助員による自宅周りの清掃、食材の買い物等、軽易な日常生活上の援助を提供します。
あんしん通報サービス事業	一人暮らし高齢者等宅に、24 時間 365 日、日常生活等の相談に応じるサービスを備えた緊急通報装置を設置し、急病・災害時等、緊急時における異常事態の通報と迅速な対応を図ります。
高齢者と施設の交流事業	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、老人福祉施設等で調理された食事を自宅へ配食することにより、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認などの見守り支援を行います。
配食見守りサービス事業	食事の支援と、見守りが必要な一人暮らし高齢者又は高齢者世帯の方を対象に、民間の事業者が弁当を配達するとともに安否確認を行い、異常時には、関係機関への連絡を行います。
高齢者福祉タクシー助成事業	要介護認定を受けた市民税非課税の高齢者を対象に、タクシー助成券を交付し、タクシー料金の一部を助成します。
日常生活用具給付事業	市民税非課税の一人暮らし高齢者等を対象に、自動消火器、火災警報器、電磁調理器を給付し、防火等に配慮するとともに、一人暮らし高齢者の日常生活の便宜を図ります。
<b>新規</b> 移動販売参入助成事業（仮称）	日常生活に不可欠な食料品等の購入が困難な地域の解消や高齢者の孤立の防止を図るため、移動販売を行う事業者に対し、車両購入等に係る経費の一部を助成します。
<b>新規</b> ICT を利用した高齢者見守りシステム構築事業（仮称）	香川高等専門学校が所有する特許を活用し、地元民間企業と共に開発する最先端技術の製品化に向けた実証実験の実施を支援します。

**【事業実績】**

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
特別あんしん見守り事業	利用登録者数 (人)	12	10	12
	延べ利用回数 (回)	366	349	352
軽度生活援助事業	利用登録者数 (人)	3,443	3,090	3,124
	延べ利用回数 (回)	18,342	17,402	17,232
あんしん通報サービス事業	利用登録者数 (人)	812	1,359	1,886
高齢者と施設の交流事業	実施施設数 (か所)	19	20	22
	延べ利用食数 (食)	30,574	34,760	38,194
配食見守りサービス事業※	利用登録者数 (人)	-	491	840
	延べ利用回数 (回)	-	3,458	39,476
高齢者福祉タクシー助成事業	助成券交付人数 (人)	3,073	3,138	3,304
	助成券使用枚数 (枚)	22,105	23,045	23,864
	助成券使用率 (%)	48.0	49.0	48.2
日常生活用具給付事業	自動消火器給付件数 (件)	16	10	18
	火災警報器給付件数 (件)	19	10	18
	電磁調理器給付件数 (件)	41	22	40

(※ 2016.10 新規事業)

(★2017.12 末時点の年度末見込)

**【課 題】**

生活状況に応じて必要な福祉サービスを利用することができるよう、市民及び事業者等に対する事業の周知とともに、介護保険制度の改正を踏まえた生活支援サービスの内容及びその在り方についての検討が必要です。

**【取組方針】**

事業の周知に努めるとともに、真に必要な人にサービスが提供されるよう、円滑な事業の運営に努めます。

## ② 地域で支えあう見守り活動に関する協定

### [事業の概要]

本市、高松市民生委員児童委員連盟及び企業・団体等が、それぞれの立場で連携・協力し、高齢者等の見守り活動及び支援活動を行うことにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、地域福祉の向上に寄与することを目的として、3者の間において、地域で支えあう見守り活動に関する協定（以下「見守り協定」という。）を締結しています。

企業・団体等の協力事業者が、通常業務の範囲において、高齢者等支援を必要とする方の自宅を訪問した際、何らかの異変を発見した場合に、その状況を本市等へ連絡することで、高松市民生委員児童委員連盟や関係各課等と連携し、適切な対応を図ります。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
見守り協定締結事業者数 (事業者)	70	69	76

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

見守り協定締結事業者に対し、高齢者の心身や生活の特性について理解するとともに、異変に速やかに気づき、通報することが求められています。

また、事業者からの通報があった場合に迅速に対応するため、庁内連携体制の強化が必要です。

### [取組方針]

定期的に情報交換会等を行うことで、見守り協定締結事業者に対し啓発を行うとともに、協定についての周知啓発活動を行います。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
見守り協定締結事業者数 (事業者)	78	81	84

## 高松市見守り活動啓発キャラクター「みまもりん」

高松市見守り活動啓発キャラクター「みまもりん」は、地域における見守り活動にふさわしい、背が高く、動物の中でも最も視野が広いといわれるキリンをモチーフにしました。見守り活動の啓発のため、ステッカーや缶バッジ等を協定締結事業者等に配布しています。



## 4 家族介護支援の推進

介護を必要とする高齢者の主な介護者の多くが家族や親族であり、介護者が抱えている問題は、体力・精神面での疲れや、自身の健康、仕事との両立に対する不安など、多岐にわたるものと考えられます。こうした状況を踏まえ、介護者が在宅で安心して介護ができるよう、身体的・精神的・経済的な負担の軽減に向けた様々な支援を推進します。

### [主な取組]

- ① 高齢者短期入所事業
- ② 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業
- ③ 寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業
- ④ たかまつ介護相談専用ダイヤル

### [数値目標]

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
介護相談専用ダイヤルの相談件数（件）	311	350	375	400

### たかまつ介護相談専用ダイヤル

一人暮らしで生活の様々な心配事がある…


忙しくて日中は相談窓口に電話できない…

両親のことが心配だけど、県外にいるから高松の事情がわからない…

こんな時、お気軽にご利用ください

高松市にお住まいの高齢者に関する介護や生活等の相談を、24時間365日相談できる電話窓口を開設し、介護支援専門員等の介護や福祉の専門職が日常の様々な相談に応じています。

はい！  
介護相談専用ダイヤルです！

 たかまつ ふくし  
0120-087-294



## ① 高齢者短期入所事業

### 【事業の概要】

虚弱な高齢者を、在宅において養護している方を対象に、養護者が疾病・事故・冠婚葬祭などの理由で、家庭において一時的に養護できなくなった場合、高齢者に養護老人ホームにおいて一時的な期間（原則7日以内）、宿泊・食事・入浴のサービスを提供し、今後も在宅で継続した生活が送れるよう、高齢者の養護を図るとともに、養護する方の支援を行います。

### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
延べ利用人数 (人)	30	26	35
延べ利用日数 (日)	996	1,067	1,910

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### 【課 題】

被養護者自身の事情による利用や、困難事例の避難場所としての利用が多いことから、退所後の生活環境を整えるのに時間を要しており、原則7日以内である利用日数が長期化する傾向にあります。

### 【取組方針】

被養護者の適切な生活環境を整えるため、早期退所に向けて関係機関と連携し、被養護者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう努めます。

## ② 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業

### [事業の概要]

高齢者の日常生活の支援及び家族の身体的・経済的負担の軽減のため、要介護 3 以上の認定を受けている高齢者、要介護 2 の認定を受けていて、認知症により常時おむつを必要とする高齢者、尿失禁を伴う過活動膀胱の 80 歳以上の高齢者（いずれも世帯の生計中心者が市民税非課税）を対象に、紙おむつ又は尿とりパッドを給付します。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
登録人数 (人)	1,737	1,640	1,700
延べ利用者数 (人)	18,943	18,261	19,198

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

給付される紙おむつの種類・枚数については、本市の指定する組み合わせの中から利用者が選択するため、過不足が生じる場合があります。

### [取組方針]

事業の周知を行うとともに、紙おむつの給付についてのニーズ調査や給付方法の見直しについて検討し、高齢者や家族のニーズに合った制度設計を図ります。

### ③ 寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業

#### 【事業の概要】

介護者の日常生活における身体的・経済的負担の軽減を図り、高齢者を在宅で介護する家族を支援するため、要介護4以上の認定を受けている高齢者を在宅で常時介護している家族の方を対象に、介護見舞金を支給します。

#### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
支給人数 (人)	801	791	774

(★2017.12 末時点の年度末見込)

#### 【課 題】

広報紙・ホームページの活用や、民生委員児童委員、介護支援専門員等、更なる周知が必要です。

#### 【取組方針】

事業の周知を行うとともに、高齢者を在宅で介護する家族への支援を継続することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援に努めます。



#### ④ たかまつ介護相談専用ダイヤル

##### [事業の概要]

市民の介護や日常生活の不安を軽減し、在宅介護を円滑に行うための環境整備や、独居の不安・介護疲れの軽減を図るため、地域包括支援センターや高齢者相談窓口の閉庁時間にも利用できる、「たかまつ介護相談専用ダイヤル」事業を24時間365日実施します。また、相談内容によっては、関係機関と連携し、適切な対応を行います。

##### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
相談件数 (件)	311	311	325

(★2017.12 末時点の年度末見込)

##### [課 題]

高齢化の進展に伴い、相談件数の増加とともに、内容が多様化・複雑化しているため、相談員等のスキルアップ及び関係機関の連携強化が必要です。

##### [取組方針]

関係機関との情報共有等により、多様な相談内容に対応できるよう、相談体制の強化に努めます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
相談件数 (件)	350	375	400

## 5 認知症施策の推進

高齢化の進展により、認知症高齢者等の増加や、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯の増加が見込まれる中で、国においては、2015（平成27）年に、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年までを計画期間とする、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定しています。

本市においても、認知症高齢者等が今後ますます増加することが見込まれる中で、認知症高齢者等の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を実現するため、新オレンジプランの7つの柱を踏まえ、施策を総合的に推進します。

### 〔主な取組〕

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ① 認知症ケアパスの普及        | ⑦ 認知症の人を支える家族のつどい |
| ② 認知症初期集中支援チーム設置・運営 | 「ひだまり」事業          |
| ③ もの忘れ・認知症相談事業      | ⑧ 徘徊高齢者家族支援サービス事業 |
| ④ 認知症地域支援推進員の配置     | ⑨ 徘徊高齢者保護ネットワーク   |
| ⑤ 認知症カフェの設置・運営      | ⑩ 成年後見制度利用支援事業    |
| ⑥ 認知症サポーター養成講座等の実施  |                   |

### 〔数値目標〕

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護保険サービス等につながった割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
認知症サポーター養成人数(累積)(人)	36,849	43,000	46,000	49,000



認知症サポーター養成講座の様子（左：市職員対象 右：小学生対象）

## ① 認知症ケアパスの普及

### 【事業の概要】

認知症の人やその家族が、認知症の容態に応じて、適時・適切に切れ目なく、サービスを提供されるように、いつ、どこで、どのような医療・介護保険サービス等を受けることができるのか、機関名やケア内容を具体的に掲載した「認知症ケアパス」の普及を促進します。

### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
認知症ケアパス掲示場所数（累積）（か所）	1,298	1,300	1,300
認知症ケアパス設置場所数（累積）（か所）	1,276	1,428	2,370
認知症ケアパス配布数（累積）（枚）	28,000	34,160	39,170

（★2017.12 末時点の年度末見込）

### 【課 題】

認知症の人やその家族が、できる限り安心して、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市民に対し、認知症の容態に応じた医療や介護保険サービス等を適時・適切に情報提供することが必要です。

### 【取組方針】

医療や介護保険サービス等の情報を更新し、地域包括支援センター、長寿福祉課、介護保険課の相談窓口やコミュニティセンターなどに設置するとともに、広報紙やホームページ等で周知します。また、認知症サポーター養成講座や市政出前ふれあいトーク等で説明を行います。さらに、認知症に関する個別の相談については、認知症あんしんサポート手帳を利用し、認知症の人一人一人の状況に応じた支援を行います。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
認知症ケアパス配布数（累積）（枚）	46,000	48,000	50,000

## ② 認知症初期集中支援チーム設置・運営

### [事業の概要]

認知症又はその疑いがある人やその家族の家庭を、認知症の知識を持つ専門職（専門医・看護師・介護福祉士等）が訪問し、必要に応じて認知症に関する情報提供や医療機関への受診、介護保険サービス等の利用につなげるなどの支援を行います。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
訪問実人数 (人)	-	6	12
認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護保険サービス等につながった割合 (%)	-	100.0	100.0
訪問延べ件数 (件)	-	23	62

(2016.10 新規事業 / ★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

認知症初期集中支援チームの介入により、医療機関、介護保険サービス等の利用につながるなど、効果的な支援が行われている一方で、十分に認知症初期集中支援チームの活動が認知されておらず、相談件数は伸びていない状況にあります。認知症初期集中支援チームの活動の効果を周知し、認知症の早期診断・早期対応の重要性について、地域住民や関係機関の理解を促すことが必要です。

### [取組方針]

認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・早期対応の重要性とその効果に関係機関に情報提供するとともに、活動内容については、市政出前ふれあいトーク、広報紙、ホームページ等で継続して周知し、利用の促進を図ります。

さらに、認知症初期集中支援チームと地域包括支援センターの連携体制の充実を図ることで、質の高い支援を行います。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
訪問実人数 (人)	30	30	30
認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護保険サービス等につながった割合 (%)	100.0	100.0	100.0

### ③ もの忘れ・認知症相談事業

#### [事業の概要]

認知症の早期発見や早期対応を図るため、もの忘れが気になる人、認知症の人やその家族等を対象に、専門医師・保健師による相談指導を行います。

#### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
実施回数 (回)	24	24	24
相談人数 (人)	69	85	82

(★2017.12 末時点の年度末見込)

#### [課 題]

家族からの相談において、本人に対する直接的な対応が困難な場合や、本人の医療機関への受診を勧めたが、受診につながっていない場合があり、相談後の支援体制が必要です。

#### [取組方針]

認知症について不安を抱える本人及び家族に、相談内容に応じた情報を適時・適切に提供できるよう取り組みます。また、相談後に受診につながらない等、対応が困難な場合の支援体制を整えます。

#### ④ 認知症地域支援推進員の配置

##### [事業の概要]

地域包括支援センター及び各サブセンターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族からの相談を受けるとともに、医療機関・介護サービス事業所等の関係機関と連携し、支援を行います。

##### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
配置数 (人)	4	7	9
認知症地域支援推進員が受けた認知症に関する相談実件数 (件)	257	236	270

(★2017.12 末時点の年度末見込)

##### [課 題]

認知症地域支援推進員の存在や役割について、更なる周知が必要です。また、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ等と連携を図ることが必要です。

##### [取組方針]

認知症地域支援推進員の存在や役割について、広報紙やホームページ等を活用して周知を行うとともに、地域包括支援センター及び各サブセンターへの配置を推進します。また、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ等と連携し、認知症の人やその家族等への相談支援体制の充実を図ります。

## ⑤ 認知症カフェの設置・運営

### [事業の概要]

認知症の人の介護者の負担軽減等を図るため、認知症の人やその家族が、地域住民や専門職と情報を共有し、互いを理解し合うことのできる認知症カフェの設置を推進します。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
設置数（累積）※ (か所)	-	-	1

(※ 市補助事業による認知症カフェの設置数)  
(2017年度新規事業／★2017.12末時点の年度末見込)

### [課 題]

認知症の人やその家族、地域住民やボランティア等が、認知症カフェを気軽に利用できるよう、周知啓発が必要です。

また、地域住民が、より身近な場所で参加できるよう、認知症カフェの増設や認知症カフェの運営にボランティア等が参加できる体制づくりが必要です。

### [取組方針]

広報紙やホームページ等を活用し、周知啓発に努めるとともに、認知症の人やその家族等が参加しやすいよう、認知症カフェの多様な特色に応じた運営支援及び情報提供を行います。

また、認知症の人をサポートするボランティア等の育成に取り組みます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
設置数（累積）※ (か所)	7	13	19

(※ 市補助事業による認知症カフェの設置数)

## ⑥ 認知症サポーター養成講座等の実施

### [事業の概要]

地域で認知症高齢者等の生活を支える取組として、地域住民・学校・企業等を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての正しい理解・知識の普及を促進します。

また、認知症サポーターを対象に、認知症への正しい理解や対応方法について、より内容を充実した認知症サポーターフォローアップ講座を実施し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの担い手としての意識高揚を図ります。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
認知症サポーター養成人数（累積）（人）	32,018	36,849	40,910
認知症サポーターフォローアップ講座受講人数（人）	91	46	40

（★2017.12 末時点の年度末見込）

### [課 題]

より多くの人に、認知症についての正しい理解を深めてもらうため、認知症サポーター養成講座を継続して開催し、サポーターの人数を増やすことが必要です。

また、認知症サポーターが、活動の任意性（できる範囲で手助けを行う）は維持しつつ、講座で得た知識をいかし、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの担い手として、様々な場面で活躍する機会や、活動の場を拡大することが必要です。

### [取組方針]

認知症の人やその家族等の生活を身近なところで支えている地域住民・学校・企業等の幅広い年齢層の市民等を対象に、認知症サポーター養成講座を開催します。

また、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの担い手として、地域や職域の実情に応じた活動ができるよう、認知症サポーターフォローアップ講座の内容の充実を図ります。さらに、認知症カフェなどの認知症に関する事業等においてもボランティアとして活動できるよう、関係機関との連携体制を整えます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
認知症サポーター養成人数（累積）（人）	43,000	46,000	49,000
認知症サポーターフォローアップ講座受講人数（人）	40	40	40
認知症を理解し、ボランティアとして活動する者（累積実人数）（人）	5	10	15



## ⑦ 認知症の人を支える家族のつどい「ひだまり」事業

### 【事業の概要】

認知症の人を支える家族が、情報交換や互いの経験を語り合う場として「ひだまり」を開催します。同じ悩みを抱えた家族が集まり、認知症についての正しい理解や介護の知識等を深めることで、家族の自信や意欲を高めるとともに、不安等の軽減を図ります。

### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
実施回数 (回)	12	13	13
参加人数 (人)	149	169	125
新規参加者の割合 (%)	22.1	27.1	28.1

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### 【課 題】

認知症の人を支える家族が安心して参加できる場を目指し、内容の充実を図ることが必要です。また、認知症カフェとの連携が必要です。

### 【取組方針】

認知症の人を支える家族が、介護に対する身体的・精神的負担感を軽減でき、安心して参加できる場となるよう、内容の充実に努めます。

また、地域で実施されている家族会や認知症カフェ等との連携を図ります。

## ⑧ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

### 【事業の概要】

徘徊のおそれがある在宅の認知症高齢者等を現に介護している家族及びこれに準ずる方に対し、認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる探索機器の購入費を助成します。

### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
助成件数 (件)	7	5	5
登録人数 (人)	17	15	15

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### 【課 題】

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれているにもかかわらず利用者が少ないことから、利用しやすい機器の導入を検討するとともに、本事業について、更に周知していくことが必要です。

### 【取組方針】

引き続き、在宅介護者への支援として、居宅介護支援事業所等、認知症高齢者やその家族を支援する機関に対して、事業の周知・啓発に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

## ⑨ 徘徊高齢者保護ネットワーク

### 【事業の概要】

徘徊高齢者の早期発見・早期保護のため、認知症等により高齢者等が徘徊する事態が発生した場合に、家族からの警察への行方不明者届（捜索願）に基づき、公開情報として、民生委員児童委員、総合センター・支所・出張所、地域包括支援センター、保健センター、コミュニティセンター、老人介護支援センター等へ情報を伝達する徘徊高齢者保護ネットワークを活用し、市全体で捜索活動を支援します。

### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
配信登録人数（捜索協力員）（人）	337	436	500

（★2017.12 末時点の年度末見込）

### 【課 題】

登録の仕方が分かりづらいなどの理由から、メール配信システムの捜索協力員の登録人数が伸び悩んでおり、広範囲にわたる捜索が難しいため、市民の徘徊高齢者等に対する関心を高める必要があります。また、徘徊時の早期発見につなげるため、徘徊のおそれのある方を事前に登録するなど、本事業について理解を得られるよう、広く周知していく必要があります。

### 【取組方針】

認知症サポーター養成講座等の機会を利用して、認知症に対する正しい知識と理解を広めるとともに、一般市民や事業者への事業の周知・啓発を行い、より多くの方の協力が得られるよう努めます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
配信登録人数（捜索協力員）（人）	1,000	1,400	1,800

## ⑩ 成年後見制度利用支援事業

### [事業の概要]

認知症等によって判断能力が不十分な状態にある高齢者で、福祉サービスの利用や金銭管理、法律行為などについて支援が必要な人を対象に、成年後見制度の利用につなげるための支援を行います。

また、親族等からの成年後見の申立が困難な場合は市長が申立を行い、申立に係る費用負担が困難な場合は市長が費用の全部又は一部を本人に代わり負担します。

さらに、成年後見人等の報酬の支払いが困難な場合は費用の全部又は一部を助成します。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
市長申立件数 (件)	14	10	14
申立に要する費用の助成件数 (件)	4	0	3
成年後見人等の報酬に係る助成件数 (件)	2	6	9

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

今後、判断能力が不十分な状態にある高齢者や、親族からの支援が困難な状況にある高齢者の増加に伴い、本人の意思を尊重し、生活や財産を守る役割を担う成年後見人等の需要が高まることが予測されることから、早期からの準備として、市民に対し、任意後見や成年後見制度等についての知識の習得を推進することが求められます。

また、国において、2017（平成 29）年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画が策定されたことから、本市においても、今後、成年後見制度の広報・相談・利用促進・後見人支援等の機能を持つ地域連携ネットワークの整備や中核機関の設置に向けて、課題の整理とともに、市民後見人の育成についての検討が必要です。

### [取組方針]

広く市民に対し、成年後見制度の普及啓発を行い、制度の理解を深め、必要に応じて相談することができるよう取り組むとともに、支援を必要とする高齢者に対しては、制度の利用を促し、適切な支援につなげられるよう、関係機関と連携するとともに、迅速な対応に努めます。

また、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して策定する市の計画については、他の計画との関連性を踏まえながら、地域連携ネットワークの整備や中核機関の設置に向けての課題を整理するとともに、市民後見人の育成方策について検討します。

## 6 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う、地域包括ケアシステムを構築するための中核的な機関です。

本市では、2017（平成29）年度現在、サブセンターを含め市内に8か所の地域包括支援センターを設置するとともに、市内の28か所の老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口（ランチ）として位置付け、地域の様々な福祉課題に対応するネットワーク構築を図っています。

高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族の多様な相談に対応し、ニーズに応じて保健・医療・福祉・介護サービス等を適切にコーディネートできるように、関係機関や団体等との連携を強化し、職員のコーディネート力向上等のスキルアップに努めるなど、センターの機能強化を図ります。

### 【主な取組】

- ① 総合相談支援
- ② 権利擁護の推進
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ④ 地域ケア会議（多職種協働によるネットワークづくり）

### 【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
総合相談支援件数 (件)	19,968	22,070	22,950	23,860
地域ケア小会議における個別課題の検討件数 (件)	42	116	148	148

### 【参考：地域包括支援センターの主な事業】

#### 総合相談支援

##### 様々な相談に対応します。

高齢者やその家族、地域の人からの相談や悩みに対し、情報提供やサービスの紹介を行います。

#### 介護予防ケアマネジメント

##### 自立した生活を支援します。

高齢者が自立して生活できるよう、生活の仕方やサービス利用等についての助言等、一人一人の状態に合った健康づくりや介護予防についての支援を行います。

#### 権利擁護

##### 尊厳のある暮らしを守ります。

- 高齢者の人権や財産等を守るための支援をします。
- ◎ 高齢者への虐待防止（疑いも含む）
  - ◎ 認知症等で財産管理や日常生活に不安を抱えている方への支援（成年後見制度等）
  - ◎ 悪質商法等による消費者被害の未然防止 等

#### 包括的・継続的ケアマネジメント支援

##### 地域の連携・協力体制を支えます。

相談内容に応じて、医療や福祉等の専門機関と連携し、高齢者の支援を行います。また、適切なサービスが提供されるよう、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援や助言を行います。

## ① 総合相談支援

### [事業の概要]

高齢者のための総合相談窓口として、介護保険を始めとした様々な相談に応じるとともに、地域における関係者等とのネットワークの構築により、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、適切な保健・医療・福祉・介護サービス機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。

また、地域福祉の向上に向けた地域のネットワーク構築及び連携強化のため、市内28か所の老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口（ランチ）として位置付け、地域における在宅介護等に関する相談に24時間体制で応じるほか、介護・保健福祉サービス等の情報提供、関係機関との連絡調整など、住民の利便性を考慮した地域の身近な相談窓口としての役割を委託しています。

### [事業実績]

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
総合相談 支援	件数 (件)	19,775	19,968	21,199
	うち老人介護支援 センター対応分 (件)	5,542	5,802	5,864
	実人数 (人)	10,973	11,645	12,650
	うち老人介護支援 センター対応分 (人)	4,084	4,165	4,057
老人介護支援センター連絡会 (回)		2	2	2
老人介護支援センター整備量 (か所)		28	28	28

(★2017.12 末時点の年度未見込)

### [課 題]

相談内容が多種多様にわたるため、対応に当たる保健師・社会福祉士・介護支援専門員等の職員のスキルアップと、多職種・多機関との顔の見える関係づくりが必要です。

また、「高齢者の暮らしと介護に関するアンケート」（2017.2）によると、「地域包括支援センターを知っている」と回答した高齢者の割合が27.1%と、前回調査より上昇していますが、今後も高齢者の相談窓口としての地域包括支援センター及び老人介護支援センターの認知度を高めるとともに、地域のネットワーク構築が必要です。

さらに、高齢者の増加に伴う相談件数の増加や内容の多様化、緊急性の高い相談に対し、助言や関係機関への連絡等、適切な対応ができるよう、職員のスキルアップが必要です。

### [取組方針]

地域における関係機関とのネットワークを構築するとともに、相談窓口の利用促進に努め、関係機関や地域の福祉関係団体等との連携を強化し、ワンストップサービスの拠点としての機能の充実を図ります。

老人介護支援センターについては、2020年度まで整備量（28か所）を維持します。また、地域包括支援センターの活動方針を伝えることで、ランチを含めた地域包括支援センターの機能強化を図ります。

区 分		2018 (H30)	2019 (H31)	2020
総合相談 支援	件数 (件)	22,070	22,950	23,860
	うち老人介護支援 センター対応分 (件)	6,370	6,620	6,880
	実人数 (人)	12,480	12,970	13,480
	うち老人介護支援 センター対応分 (人)	4,270	4,350	4,430

## ② 権利擁護の推進

### [事業の概要]

認知症高齢者等に対し、高齢者の権利擁護のための支援として、必要に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するほか、高齢者虐待や消費者被害の防止等に向けた支援を行います。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
高齢者虐待に関する相談件数 (件)	925	1,098	480
成年後見制度に関する相談件数 (件)	968	676	1,020
日常生活自立支援事業に関する相談件数 (件)	119	68	185
消費者被害に関する相談件数 (件)	26	13	14

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

認知症高齢者等の増加により、支援の必要な高齢者が増加することから、今後も制度等の利用を促進するとともに、高齢者虐待や消費者被害を未然に防止するため、幅広い世代に対し、権利擁護に関する普及啓発を行うことが必要です。

### [取組方針]

高齢者が十分な判断ができない状態になっても、金銭管理や適切な福祉サービス等の利用ができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するとともに、関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、市政出前ふれあいトークや広報紙等を活用し、普及啓発に努めます。

さらに、高齢者虐待や消費者被害に関する相談については、関係機関との連携強化を図り、迅速に対応します。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
成年後見制度に関する相談件数 (件)	900	910	920



### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

#### [事業の概要]

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関などが、多職種協働により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的なケアが提供できるよう、地域における体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

#### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
介護支援専門員からの相談件数 (件)	876	655	741
介護支援専門員からの相談実人員 (人)	500	430	484
地域ケア小会議に介護支援専門員から事例提供があった割合 (%)	58.9	52.9	50.0

(★2017.12 末時点の年度末見込)

#### [課 題]

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携や、包括的・継続的マネジメントの推進の強化が必要です。

また、主任介護支援専門員が、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する関係職種との連携を始め、介護支援専門員に対する助言・指導等のスーパーバイザーとしての役割を果たすことができるよう、支援体制の強化が必要です。

#### [取組方針]

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が、多職種・多機関との連携を取りながら、支援を必要とする高齢者の様々な状況に合わせた対応ができるよう、介護支援専門員からの相談に対し、助言等を行います。

また、「地域ケア小会議」等において、介護支援専門員の支援・助言等を行うほか、地域における介護支援専門員同士のネットワークづくり及び関係機関との連携強化を図ります。

さらに、介護支援専門員の経験に応じた研修会を開催し、介護予防ケアマネジメントスキルの向上及び地域づくりに参画できる人材の育成に取り組みます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
介護支援専門員からの相談件数 (件)	780	785	790
介護支援専門員からの相談実人員 (人)	510	515	520
地域ケア小会議に介護支援専門員から事例提供があった割合 (%)	50.0	50.0	50.0

#### ④ 地域ケア会議（多職種協働によるネットワークづくり）

##### 【事業の概要】

多職種協働によるネットワークづくりに向けた取組として、2013（平成 25）年度から、地域ケア会議及び地域ケア小会議を開催しています。

地域ケア会議では、医師会、介護サービス事業所、地域住民代表者等が、本市における課題や、地域包括ケアシステムの実現に向けた方向性についての検討を行い、地域ケア小会議では、地域コミュニティ単位（44 地区）での個別課題や、地域課題の解決方策についての検討を行います。

また、地域ケア小会議のうち、地域課題の検討については、2016（平成 28）年度から、「地域福祉ネットワーク会議」と一体的に行っています。個別課題については、リハビリテーション専門職等、多職種が参加し、課題を抱えた高齢者の具体的な支援内容及び自立支援に向けたケアプランについて検討します。

##### 【事業実績】

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)	
地域ケア会議開催回数 (回)		2	2	2	
地域ケア 小会議	地域課題※ (回)	15	139	268	
	個別 課題	個別ケース検討件数 (件)	56	38	10
	ケアプラン検討件数 (件)	-	4	37	

(※ 地域福祉ネットワーク会議を含む／★2017.12 末時点の年度末見込)

##### 【課 題】

認知症や一人暮らし高齢者が増加する中、地域の支援者を含めた多職種の連携が必要な事例に対応するため、介護支援専門員のスキルアップを図るとともに、関係機関と連携し、より質の高い支援やネットワークの構築につなげることが必要です。

また、全市的には、住民主体の支え合い体制づくりに取り組んでいますが、今後も、地域特性に応じた支援が求められていることから、地域住民が、地域課題の解決に向けた社会資源の開発や地域づくりに取り組むことができるよう支援することが必要です。

## [取組方針]

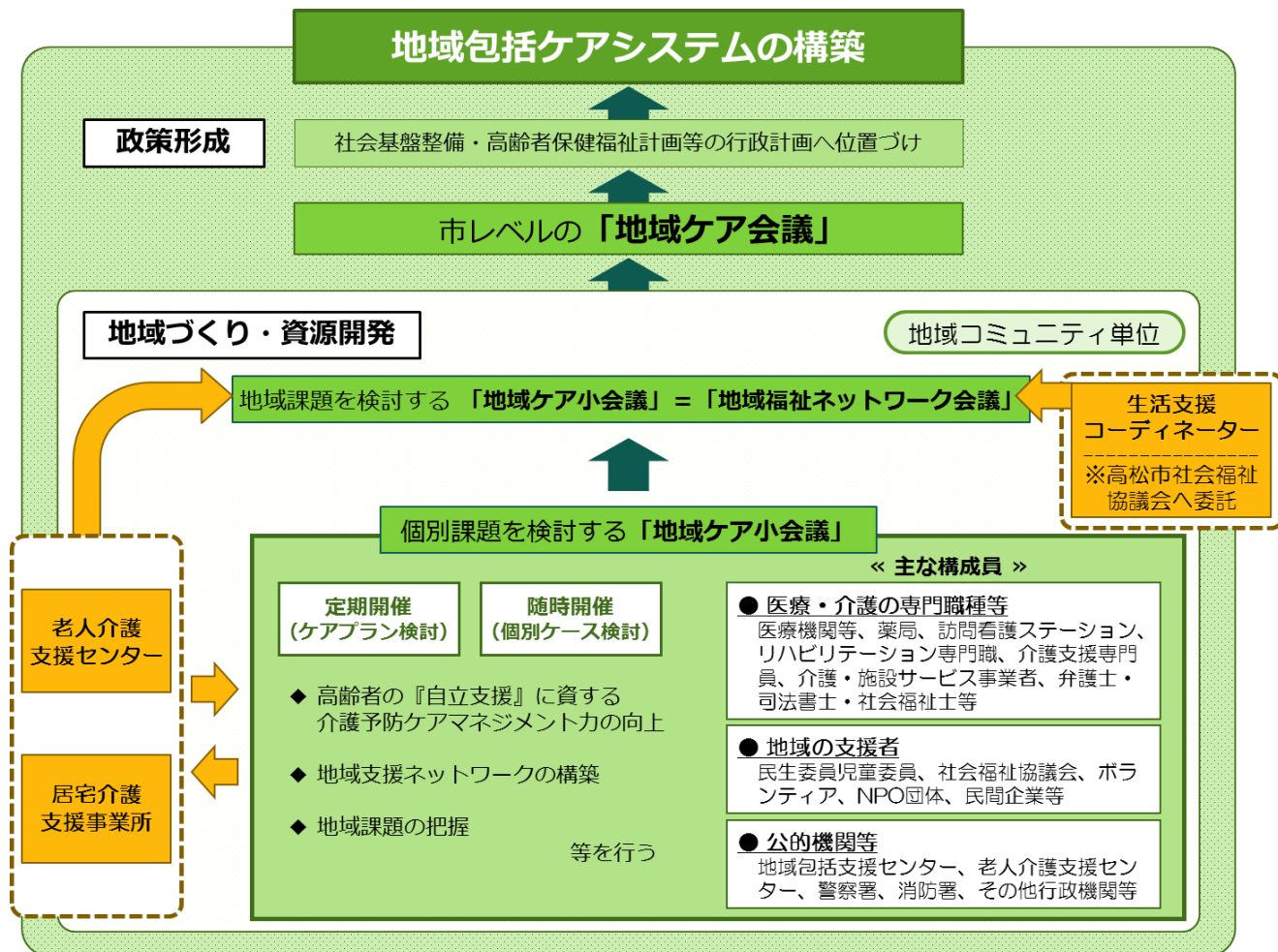
地域ケア会議を円滑に運営し、多職種連携・協働の効果を最大限に引き出すため、更なる環境整備に努めます。

抽出した地域課題については、地域に必要な社会資源の開発や地域づくり、高齢者保健福祉計画への反映等、政策形成につなげることを目指します。また、各地域において、地域住民・関係団体・生活支援コーディネーターと連携・協働し、課題解決に向けた体制づくりを推進します。

個別課題については、各ケースの検討を通じて、地域包括支援センター職員や介護支援専門員を始めとした関係者のスキルアップに努めます。また、ケアプランの検討に関する会議については、リハビリテーション専門職等の多職種の参加のもと、定期的に行なえるよう取り組むとともに、その検討を通じて、介護支援専門員のスキルアップを図り、高齢者の自立支援の推進に努めます。

区 分		2018 (H30)	2019 (H31)	2020	
地域ケア 小会議	地域課題※ (回)	204	204	204	
	個別 課題	個別ケース検討件数 (件)	20	20	20
	ケアプラン検討件数 (件)	96	128	128	

(※ 地域福祉ネットワーク会議を含む)



## 7 包括的な相談支援体制の推進

これまでの福祉サービスは、高齢者・子ども・障がい者等、分野ごとに充実してきましたが、育児と介護の「ダブルケア」や「8050問題」等、世帯単位で複数の課題を抱えている状況も多くみられています。

このように、課題が複合化している状況において、地域や個人の実情に合った、きめ細やかな高齢者福祉施策を推進していくためには、各分野の関係機関との連携が重要となります。

また、「自助・互助・共助・公助」の視点に立ち、地域住民を始め、地域コミュニティ協議会、市民活動団体（NPO・ボランティア団体等）、学校等と行政が適切な役割分担の下、有機的に連携することも必要です。

このようなことから、各分野の関係機関との連携を強化するとともに、福祉意識の醸成・啓発に努めるなど、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題を自分のこととして捉え、参画し、地域みんなで支え合う、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築します。

### 【主な取組】

- ① 相談支援体制の充実
- ② 生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業
- ③ 総合的な学習の時間活性化推進事業
- ④ 広報活動等を通じた情報提供、意識啓発
- ⑤ 高松市市民活動センター
- ⑥ 生涯学習コーディネーター養成講座

### 【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
地域福祉ネットワーク会議を設置し、地域の課題解決に向け（地区）た検討を行っている地区数	20	44	44	44



地域住民による「見守りマップ」の作成



地域の課題解決に向けたワークショップの様子

## ① 相談支援体制の充実

### [事業の概要]

高齢者やその家族等が抱える、様々な分野にわたった課題を解決するため、各分野の専門機関が連携することによる包括的な支援体制の構築を推進します。

区 分	内 容
総合センター	生活全般に関わる手続（戸籍・住民票・税・介護保険等）
地域包括支援センター	高齢者の日常生活や介護に関する包括的な支援
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる世代の包括的な支援
自立相談支援センターたかまつ※	生活困窮者の就労及び日常生活の課題解決に向けた支援
新規 基幹相談支援センター	障がい者の地域での生活における相談支援
新規 在宅医療支援センター	在宅医療に関する相談支援

（※ 高松市社会福祉協議会への委託事業）

### [事業実績]

■ 各種相談窓口（所在地等の詳細は次のページを御参照ください）

- ・総合センター 4 箇所
- ・地域包括支援センター 8 箇所
- ・子育て世代包括支援センター 5 箇所
- ・自立相談支援センターたかまつ 1 箇所
- ・新規 基幹相談支援センター 8 箇所（2018 年度設置予定）
- ・新規 在宅医療支援センター 1 箇所（2018 年度設置予定）

### [課 題]

高齢者やその家族等を取り巻く様々な相談や潜在的なニーズ、地域の課題等に対し、適切に支援を行うことができるよう、各分野の関係機関の連携を強化し、総合的に対応できる仕組みづくりが必要です。

### [取組方針]

高齢者や家族等が抱える様々な分野にわたる課題にも適切に対応できるよう、各分野の関係機関の連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

【高松市内の相談機関一覧】

■総合センター

名 称	住 所	電話番号
牟礼総合センター	高松市牟礼町牟礼 302-1	087-845-2111
勝賀総合センター	高松市香西南町 476-1	087-882-7770
香川総合センター	高松市香川町川東上 1865-13	087-879-3211
国分寺総合センター	高松市国分寺町新居 1298	087-874-1111

■地域包括支援センター

名 称	住 所	電話番号	
地域包括支援センター	高松市桜町一丁目 9-12	087-839-2811	
サブセンター	一宮	高松市一宮町 503-40	087-885-4481
	古高松	高松市高松町 2581-2	087-841-7791
	山田	高松市川島本町 191-13	087-848-6451
	勝賀	高松市香西南町 476-1	087-882-7401
	香川	高松市香川町川東上 1865-13	087-879-0991
	牟礼	高松市牟礼町牟礼 302-1	087-845-5711
	国分寺	高松市国分寺町新居 1298	087-874-8961

■子育て世代包括支援センター

名 称	住 所	電話番号
高松市保健センター	高松市桜町一丁目 9-12	087-839-2363
勝賀保健ステーション	高松市香西南町 476-1	087-882-7971
牟礼保健ステーション	高松市牟礼町牟礼 302-1	087-845-5249
香川保健ステーション	高松市香川町川東上 1865-13	087-879-0371
国分寺保健ステーション	高松市国分寺町新居 1298	087-874-8200

以下の保健ステーションでも、妊娠期から子育て期に関する相談を受け付けています。

名 称	住 所	電話番号
一宮保健ステーション	高松市一宮町 503-40	087-885-5291
古高松保健ステーション	高松市高松町 2581-1	087-841-7681
山田保健ステーション	高松市川島本町 191-13	087-848-6581

■自立相談支援センターたかまつ

名 称	住 所	電話番号
自立相談支援センターたかまつ	高松市番町二丁目 1-1 NTT 番町ビル 1階	087-802-1081

■基幹相談支援センター（中核拠点 1 か所、地域拠点 7 か所）

名 称	住 所	電話番号	
基幹相談支援センター（中核拠点）	高松市福岡町二丁目 24-10	2018年度設置予定	
地域拠点	障害者生活支援センターたかまつ	高松市田村町 1114	087-815-0330
	地域生活支援センターこだま	高松市木太町 1997-3	087-802-2660
	障害者生活支援センターあい	高松市前田東町 585-5	087-847-1021
	障害者地域生活支援センターほっと	高松市川島東町 1914-1	087-840-3770
	障害者相談支援センターりゅううん	高松市仏生山町甲 2436-1	087-815-5266
	地域活動支援センタークリマ	高松市牟礼町原 883-16	087-845-0335
	相談支援事業所ライブサポートセンター	高松市岡本町上新開 60-1	087-815-7877

■在宅医療支援センター

名 称	住 所	電話番号
在宅医療支援センター	2018年度設置予定	2018年度設置予定

## ② 生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業

### [事業の概要]

2016（平成28）年10月に予防給付から介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行した訪問型・通所型サービスを始めとした介護予防・生活支援サービスについて、支援が必要な高齢者のニーズに対応するため、生活支援コーディネーターの設置や協議体での検討を通じて、多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築します。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
住民主体によるサービスを提供している地区数（地区）	0	1	9

（2016.10 新規事業／★2017.12 末時点の年度末見込）

### [課 題]

従来と同等のサービスを提供しつつ、多様なサービスへの事業所等の参画や利用者の利用促進を図るとともに、担い手の確保に向けた取組が必要です。

### [取組方針]

多様なサービスへの事業所等の参画や利用者の利用促進を図るとともに、地域での支え合いの体制づくりを推進します。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
地域福祉ネットワーク会議を設置し、地域の課題解決に向けた検討を行っている地区数（地区）	44	44	44
住民主体によるサービスを提供している地区数（地区）	28	31	34

### ③ 総合的な学習の時間活性化推進事業

#### [事業の概要]

全市立小・中学校を対象に、活動経費を補助するとともに、総合的な学習の時間において、高齢者との世代間交流や老人ホームでの介護体験学習などを計画している学校に対して、高齢者と児童生徒相互が共に学び合える場、理解を深めることのできる場となるよう指導します。

#### [事業実績]

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
補助件数	小学校 (校)	48	48	48
	中学校 (校)	23	24	24

(★2017.12 末時点の年度末見込)

#### [課 題]

新たな人材や協力施設の確保等、より充実した学習に向けての調整が必要です。

#### [取組方針]

地域の人材を有効活用し、児童生徒の体験活動の充実を図りながら、探究的な学習を推進します。



#### ④ 広報活動等を通じた情報提供、意識啓発

##### [事業の概要]

市職員が地域へ出向いて市政について説明する「市政出前ふれあいトーク」を実施し、地域の人々と触れ合う中で、地域の実情を把握し、市民から出された意見・提言等を市政に反映します。また、「市長への提言」に寄せられた様々な意見・要望と、これに対する回答、新聞等の報道機関に提供した市政情報をホームページに掲載することにより、福祉意識の啓発を図ります。

さらに、広報紙を始め、ホームページ、テレビ（ケーブルテレビ含む）、FM ラジオ、SNS等の広報媒体を活用して、市民に対し情報を提供するとともに、福祉意識の醸成・啓発を図ります。

##### [事業実績]

###### ■ 広報媒体を活用した情報提供

- ・ 広報たかまつ（毎月 2 回発行）、点字広報（毎月 1 回発行）、声の広報（毎月 1 回発行）
- ・ テレビ：「ワンダフルたかまつNEXT」等
- ・ ケーブルテレビ：「ホットラインたかまつ」「いきいき NAVI」等
- ・ ラジオ（FM 高松）：「げんキッズ」「高松市インフォメーション」
- ・ SNS、動画配信サービスの活用

###### ■ 市政出前ふれあいトーク

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
実施件数 (件)	735	613	620
参加人数 (施設見学含む) (人)	21,733	19,754	18,300

###### ■ 市長提言

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
提言件数 (件)	243	294	360

(★2017.12 末時点の年度末見込)

##### [課 題]

様々な広報活動等を通じて、分かりやすく、タイムリーに情報提供するとともに、福祉意識の醸成・啓発が必要です。

##### [取組方針]

広報紙や市政出前ふれあいトークなど、様々な広報活動等を通じて、相互扶助の心で高齢者を見守り支え合う福祉意識の醸成・啓発に努めます。

## ⑤ 高松市市民活動センター

### [事業の概要]

瓦町 FLAG8 階の高松市市民活動センターにおいて、市民及び市民活動団体、地域コミュニティ協議会などの社会貢献活動（市民活動）の促進を図り、協働によるまちづくりを推進するため、市民活動団体等の活動拠点の支援・情報収集・提供学習・研修などを行います。

### [事業実績]

#### ■各種媒体を利用した情報提供

- ・機関誌発行、メールマガジン配信、ホームページ・SNS 等

#### ■コーディネート事業の実施

- ・まちづくり学校（地域づくりチャレンジ塾）
- ・たかまつソーシャルビジネス支援ネットワーク
- ・捨てずに活かそうネットワーク 等

#### ■各種講座の開催

- ・市民活動支援講座、市民活動紹介講座

#### ■相談事業の実施

- ・ボランティア、NPO、補助金申請等に関する相談

#### ■市民活動センター年間総利用者数

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
年間総利用者数 (人)	15,429	19,752	23,200

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

行政や地域の課題解決のため、行政・地域コミュニティ協議会・市民活動団体・企業・大学等をコーディネート及びマッチングする機能の強化が必要です。また、市民主体のまちづくりを基本理念に、多様な主体が地域社会を支える仕組みを作るため、協働意識の醸成、協働事業の充実に取り組むことが必要です。

### [取組方針]

市民活動の中間支援組織である市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報収集・提供や活動支援講座等を行うなど効果的な支援を行い、市民活動の促進を図ります。

また、センターの持つコーディネート機能をいかし、市民活動団体、地域コミュニティ協議会、企業等、多様な主体が参画・協働するまちづくりの取組を推進します。

## ⑥ 生涯学習コーディネーター養成講座

### 【事業の概要】

生涯学習関連施設・団体において、生涯学習を推進・援助する人材の養成を図り、生涯学習を推進するため、「生涯学習コーディネーター養成講座」を開催します。

### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
開催回数 (回)	10	10	10

(★2017.12 末時点の年度未見込)

### 【課 題】

地域における生涯学習をより一層推進するため、講座内容の充実を図り、受講者を増やすことが必要です。

### 【取組方針】

生涯学習の推進を図るため、行政と地域コミュニティとの連携を強化し、地域の課題解決や市民ニーズに対応できる人材（コーディネーター）の養成に向けて、講座の開催方法や内容の見直しを図ります。

## 第2章 重点課題② 介護予防と社会参加の推進

### 1 介護予防・重度化防止の推進

高齢になっても健康で活動的な状態を維持していくために、中年期から様々な健康づくり等に主体的に取り組むとともに、介護認定を受ける前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、一貫性を持ったマネジメントに基づく介護予防を実施することにより、要介護状態の発生やその悪化を予防し、生活機能を維持・向上させることが重要です。

特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、運動機能や栄養状態などの心身機能の改善だけでなく、日常生活における活動や社会参加により、生活の質の向上が図れるよう、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、一人一人の状況や地域の実情に応じた介護予防事業を展開するとともに、地域ぐるみで介護予防に取り組む体制づくりを推進します。

#### 〔主な取組〕

- ① 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
- ② 介護予防・生活支援サービス
- ③ 一般介護予防事業
- ④ 瓦町健康ステーション

#### 〔数値目標〕

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
各種介護予防教室延べ参加者数 (人)	32,565	33,500	33,700	33,850
居場所やサロンにおける「のびのび元気体操」普及率 (%)	23.0	75.0	90.0	100.0



のびのび元気体操・お口の体操講習会の様子

## ① 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

### [事業の概要]

要支援 1・2 の認定を受けた人及び基本チェックリストの結果で事業対象者となった人に対して、可能な限り地域で自立した生活を継続することを目標に、主体的に介護予防に取り組むための支援を行います。また、積極的な介護予防・重症化防止を図るため、要支援者等・家族とともに、自立支援に向けた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス利用の調整、サービス利用後の効果を評価します。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
介護予防ケアマネジメント件数 <sup>※1</sup> (件/月)	4,031	4,451	4,538
介護予防ケアマネジメント対象者数 (人)	6,130	6,871	7,369
要支援認定者数 <sup>※2</sup> (人)	6,130	6,175	6,416
事業対象者数 <sup>※2</sup> (人)	-	696	953
サービス利用者の維持改善率 <sup>※2</sup> (%)	85.0	85.3	85.0

(※1 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの合計 ※2 要支援認定者の各年度3月分の集計値)  
(★2017.12 末時点の年度未見込)

### [課 題]

要支援者等が主体的に介護予防に取り組めるよう、家族、近隣住民、ボランティア等の支援や介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）における多様なサービスを取り入れた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成や評価を適切に行い、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを一層充実させることが必要です。

### [取組方針]

介護支援専門員を対象に、それぞれの経験に応じた研修会を開催し、介護予防ケアマネジメントに対するスキルアップを図ります。

また、介護予防手帳を効果的に活用し、要支援者等が、主体的な介護予防に取り組めるよう支援を行います。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
サービス利用者の維持改善率 (%)	85.9	86.2	86.5

## ② 介護予防・生活支援サービス

### 【事業の概要】

これまで全国一律のサービスであった介護予防給付の訪問・通所介護が、市町村が地域の実情に応じて取り組むことができる介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の訪問型・通所型サービスに移行したもので、要支援 1・2 の認定を受けた人及び基本チェックリストの結果で事業対象者となった人が利用できるサービスです。

本市では、2016（平成 28）年 10 月から、従来の介護予防相当サービスのほか、緩和した基準による多様なサービスを実施しています。

### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
介護予防訪問介護相当サービス (訪問型サービス A) (人/月)	-	322	1,065
介護予防通所介護相当サービス (通所型サービス A・C) (人/月)	-	690	2,152

(2016.10 新規事業/★2017.3~8 月利用分の平均実績値)

### 【課 題】

今後、要支援高齢者及び事業対象者が増加することを踏まえ、多様なサービスの提供体制の充実及び利用促進を始め、必要なサービスが適切に提供できる体制を確保するために、サービスの担い手の参入促進を図ることが必要です。

### 【取組方針】

2017（平成 29）年度のサービス利用実績等を基に、必要なサービス量を見込みます。

また、サービスの実施状況を踏まえ、サービス提供基準の運用の見直し等により、多様なサービスの提供体制を充実させるとともに、指定を行った事業者と連携を図りながら、サービスの質の向上に努めます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
介護予防訪問介護相当サービス (訪問型サービス A) (人/月)	1,395	1,424	1,433
介護予防通所介護相当サービス (通所型サービス A・C) (人/月)	2,684	2,740	2,756

### ③ 一般介護予防事業

#### [事業の概要]

高齢者が年齢を重ねても、自分らしく、健やかに生きがいを持って暮らすためには、不活発な生活による生活機能低下（生活不活発病）への対策が必要です。そのため、「元氣いきいき教室」などの各種介護予防教室の開催や、「元氣を広げる人」などの介護予防ボランティアの養成を行い、高齢者の健康づくりの意識啓発と地域の介護予防活動を推進します。

#### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
各種介護予防教室延べ参加者数 (人)	40,931	32,565	32,669
「元氣を広げる人」養成講座修了者数(累積) (人)	685	722	751
居場所やサロンにおける「のびのび元氣体操」普及率 (%)	-	23.0	40.0

(★2017.12 末時点の年度末見込)

#### [課 題]

「高齢者の暮らしと介護に関するアンケート」(2017.2)の結果によると、介護予防に取り組んでいる高齢者は全体の約3割にとどまることから、身近な場所で気軽に継続して「健康づくりや介護予防」に取り組める環境を整えること、また、介護予防に関する知識の普及と意識の向上が必要です。

#### [取組方針]

健康づくりや介護予防の6つのポイントである「運動」「栄養・食生活」「歯・口腔の健康」「認知症予防」「こころの健康」「社会参加」について、各種健康教室やイベント、市政出前ふれあいトークなどの機会を通じて、意識啓発に努めます。

また、高齢者の「居場所」や市社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」などにおける「のびのび元氣体操」の普及等、市民に対し、広く介護予防に向けた取組を推進することにより、健康寿命の延伸を図り、高齢者が要介護状態になることをできる限り遅らせ、元氣でいきいきとした生活の維持・充実に努めます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
各種介護予防教室延べ参加者数 (人)	33,500	33,700	33,850
居場所やサロンにおける「のびのび元氣体操」普及率 (%)	75.0	90.0	100.0

#### ④ 瓦町健康ステーション

##### [事業の概要]

介護予防の拠点として、高齢者のみならず、中年期から年を重ねる意味を正しく受け止め、身体の変化等に関する知識や技能を総合的に身に付けることができる「学びの場」を提供し、健康づくりや年齢に応じた社会貢献、生きがいつくりりに寄与することを目的とした、講座やイベントの開催を行います。

##### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
年間来場者数 (人)	28,307	75,679	61,589

(2015.10 開設／★2017.12 末時点の年度未見込)

##### [課 題]

今後、高齢者の増加が見込まれることから、介護予防・健康づくりの拠点として、より多くの方が利用できるよう、フィットネスルームを始めとした施設の活用方法等についての検討が必要です。

##### [取組方針]

高齢者やその家族のニーズに応じた講座等の企画を行うなど、より多くの方に活用していただける高齢者の介護予防の拠点として運営します。



## 2 居場所づくりの推進

地域の中に身近な居場所があることは、高齢者の様々な交流・活動につながるとともに、外出の機会を持つことや他者とのふれあいにより、こころとからだの健康を維持する観点からも重要です。

本市では、高齢者居場所づくり事業を通じて、おおむね徒歩圏内に1か所を目安として、高齢者等が気軽に集える居場所の開設を推進してきました。今後は、新たな居場所の開設に加えて、子どもを含めた多世代交流や、専門職や民間事業者等との連携も視野に入れながら、各居場所の活動継続に向けた支援についても積極的に推進します。

### [主な取組]

- ① 高齢者の居場所づくり
- ② ふれあいの場の確保

### [数値目標]

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
主観的健康感の維持向上率 (%)	92.1	93.0	94.0	95.0
通いの場への参加者実人数 (人)	5,500	6,270	6,450	6,630



高齢者の居場所での活動の様子

## ① 高齢者の居場所づくり

### [事業の概要]

高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点を無くして孤立することなどを防ぐため、高齢者等が気軽に集える居場所の開設・運営を行う個人又は団体に対し、助成金を交付することにより、高齢者の介護予防や健康づくりを推進します。

おおむね徒歩圏内に1か所を目安に、2014（平成26）年度から、市内300か所程度の開設を進めています。

### [事業実績]

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
居場所開設数	(か所)	188	240	240
地域の集会所	(か所)	83	103	103
市有施設（コミュニティセンター等）	(か所)	35	52	57
介護サービス事業所等	(か所)	26	34	30
個人家屋	(か所)	25	32	31
老人いこいの家等	(か所)	18	17	17
県営住宅の集会所	(か所)	1	2	2

（★2017.12 末時点の年度末見込）

### [課 題]

新たな居場所の開設を推進するとともに、一定の質を確保しながら持続することが可能な居場所となるよう支援することが必要です。

### [取組方針]

居場所が、高齢者の居場所であるとともに、子どもを含めた多世代が交流することができる場にもなるよう、運営支援を継続します。また、元気な高齢者が虚弱な高齢者を支援するなど、住民同士で支え合う地域共生社会の実現の一端を担う、地域に根ざしたコミュニティスペースとしての事業展開を目指します。

区 分		2018 (H30)	2019 (H31)	2020
居場所開設数	(か所)	300	300	300
主観的健康感の維持向上率	(%)	93.0	94.0	95.0

## ② ふれあいの場の確保

### [事業の概要]

老人福祉センター、老人いこいの家、介護予防拠点施設等、既存の市有施設を有効活用し、地域住民の交流・レクリエーションのほか、高齢者同士や世代間交流の場を確保します。

### [事業実績]

#### ■老人福祉センター（1か所）

区 分		2015 (H27)	2016* (H28)	2017* (H29)
延べ 利用者数	入浴 (人)	9,953	3,153	9,328
	集会室 (人)	10,846	2,582	8,512
	テニスコート (人)	3,437	2,602	2,512
	機能回復訓練室 (人)	18,573	5,806	20,437
	図書館・児童室 (人)	3,937	872	2,718
	娯楽室 (人)	1,316	379	1,605

(※ 総合センター設置に伴う改修工事のため、2016.3～11 休館)

#### ■老人いこいの家（10か所）

地域住民のレクリエーションや会合の場等として利用されています。

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
居場所づくり事業の実施場所 (か所)		8	8	8
延べ利用者数 (10か所の合計) (人)		13,381	12,187	13,680

#### ■介護予防拠点施設（2か所）

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
延べ 利用者数	香南ふれあい館 (人)	1,193	913	1,136
	香南地域ふれあいセンター (人)	347	367	117

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

利用者が固定化する傾向にあるため、これまで利用したことのない地域住民への情報提供や、利用促進のための周知啓発について検討することが必要です。

### [取組方針]

2020年度まで整備量を維持するとともに、地域住民の主体的な活動の場として活用されるよう、施設の効率的な運営を行うとともに、利用の促進に努めます。

### 3 社会参加・生きがいつくりの促進

高齢者が生涯を通じて、生きがいのある生活を送る上では、地域や社会との関わりを持ち続けることが重要です。このため、自らの経験と知識をいかした積極的な社会参加や、新たなことへのチャレンジ、他者との交流など、活動の場や機会の提供に努め、高齢者の生きがいつくりを推進します。

#### [主な取組]

- ① 老人クラブ
- ② シルバー人材センター
- ③ 敬老事業
- ④ 特別非常勤講師配置事業
- ⑤ 高齢者と地域の交流事業
- ⑥ 拠点施設における各種講座の実施
- ⑦ 生涯スポーツの普及振興
- ⑧ 保育所・認定こども園・幼稚園における高齢者との世代間交流

#### [数値目標]

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
多世代交流を実施している割合 (居場所) (%)	13.8	20.0	25.0	30.0
シルバー人材センター会員の 就業実人数 (人)	1,458	1,504	1,527	1,550



いきいき大学（高松市老人クラブ連合会主催）での授業の様子

## ① 老人クラブ

### [事業の概要]

高齢者の生きがいづくりや社会活動への参加を促進するため、老人クラブへの加入を一層促進します。また、老人クラブの自主性を最大限に尊重しながら、高齢者の多様なニーズに応じたスポーツ・教養活動のほか、社会貢献の担い手として、寝たきり高齢者や一人暮らし高齢者等を訪問する友愛訪問活動などのボランティア活動や各種活動を企画・指導する人材育成を促進するなど、老人クラブ活動を支援します。

### [事業実績]

#### ■老人クラブへの加入促進

- ・単位クラブを中心とする加入促進活動の実施
- ・いきいき大学受講者のうち未加入者への加入促進
- ・広報紙等の媒体を活用

#### ■老人クラブ活動内容の充実

- ・老人クラブ連合会運営・活動事業補助、単位老人クラブ活動助成
- ・ニュースポーツ等の多様なスポーツ活動の展開
- ・交通安全指導者研修会を通じた指導者の育成
- ・情報提供等の機会拡大による活動支援

#### ■老人クラブ活動を企画・指導する人材育成の促進

- ・各種活動を企画・指導する人材を育成する事業等の企画
- ・指導者研修会を通じた人材育成の促進
- ・いきいき大学を通じた地域福祉のリーダー養成の促進（健康・文化・生活の3学科）

#### ■老人クラブの結成状況

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
単位クラブ数 (団体)	375	366	365
会員数 (人)	19,295	18,501	18,149

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

高齢者人口は増加している一方、高齢者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のための老人クラブの会員数は減少しています。高齢者が様々な活動に取り組むことができる場の1つとして、老人クラブ活動への支援が必要です。

### [取組方針]

老人クラブの認知度を向上させるため、広報・周知活動を積極的に行い、加入促進に努めるとともに、ボランティア活動等、社会貢献活動を行うことのできる人材育成の支援に努めます。

## ② シルバー人材センター

### [事業の概要]

高齢者の経験や技術をいかして、生きがいつくりや社会参加、社会貢献の機会を希望する高齢者の就労の機会を拡大するため、高齢者に臨時・短期的な就業の場を提供しているシルバー人材センターの運営を支援します。

事務所	対象地区	住 所
本部事務局	下記の地区を除く区域	高松市西宝町一丁目 9-20
南部地区センター	香川町・香南町・塩江町	高松市香川町浅野 1256-1 香川地域保健活動センター
東部地区センター	牟礼町・庵治町	高松市牟礼町牟礼 216-1 高松市社会福祉協議会牟礼支所内
国分寺地区センター	国分寺町	高松市国分寺町新居 1298 高松市国分寺総合センター内

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
シルバー人材センター会員数 (人)	1,854	1,812	1,790
シルバー人材センター受注件数 (件)	23,981	22,653	21,480
シルバー人材センター会員の就業実人数 (人)	1,500	1,458	1,481

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

社会環境の変化や高齢者の余暇ニーズの多様性により会員数が減少傾向にあるため、就業メニューを更に充実させるとともに、事業主体の運営の活発化が求められています。

### [取組方針]

シルバー人材センターの新しい就業メニュー作り等の支援を行うとともに、公共職業安定所等と連携し、情報提供に努めるほか、高齢者の雇用についての企業への啓発等を継続して行います。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
シルバー人材センター会員数 (人)	1,860	1,900	1,940
シルバー人材センター会員の就業実人数 (人)	1,504	1,527	1,550

### ③ 敬老事業

#### [事業の概要]

75歳以上の高齢者を対象に、敬老の日を中心として、地域コミュニティが実施主体となり、地区ごとに地域の特性に応じた敬老会を開催するなどのほか、本市から敬老祝金等を贈呈することにより、高齢者の長寿と健康を祝うとともに、高齢者に対する敬意の意を啓発します。

#### [事業実績]

##### ■敬老会事業

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
75歳以上人口 (人)	54,549	56,119	57,650
敬老会事業実施地区 (か所)	44	44	44

##### ■敬老祝金

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
88歳 (1人当たり2万円) (人)	1,867	1,907	2,127
99歳以上 (1人当たり3万円) (人)	432	453	443

##### ■敬老祝品・高齢者訪問

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
市内最高齢者	男 105歳 女 108歳	男 106歳 女 109歳	男 107歳 女 110歳
100歳高齢者人口 (人)	135	141	129
うち、高齢者訪問を行った人数 (人)	61	60	48

(★2017.12末時点の年度未見込)

#### [課 題]

敬老会事業については、地区ごとに実施されているため、円滑な実施に向けての支援が必要です。

#### [取組方針]

引き続き、長寿を祝う風土を醸成するとともに、高齢者福祉の増進を図ります。

#### ④ 特別非常勤講師配置事業

##### [事業の概要]

総合的な学習の時間を中心に、全市立小・中学校を対象にして、高齢者を含む地域人材の活用や、小・中学生を対象にした体験活動の充実を図るために、特別非常勤講師を配置しています。また、小学校のクラブ活動等の授業において、高齢者がゲストティーチャーとして自らの経験や知識を児童に伝える機会や、全市立学校の取組である「ぴかぴかデー」において、地域・保護者とともに取り組む活動について、指導・支援します。

##### [事業実績]

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
配置延べ人数	小学校 (人)	68	68	67
	中学校 (人)	12	12	13

(★2017.12 末時点の年度末見込)

##### [課 題]

新たな人材の確保等、より充実した学習に向けての調整が必要です。

##### [取組方針]

地域に開かれた教育課程を推進していくために、地域人材を有効に活用し、教育活動の充実を図ります。

区 分		2018 (H30)	2019 (H31)	2020
配置延べ人数	小学校 (人)	60	60	60
	中学校 (人)	10	10	10



## ⑤ 高齢者と地域の交流事業

### 【事業の概要】

一人暮らし高齢者等を対象に、地域のコミュニティセンター等において、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員、ボランティア等の協力により、定期的な会食を実施することにより、高齢者の孤独感の解消や地域との交流を図ります。

### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
実施地区数（44 地区中） （か所）	29	29	29
延べ食数 （食）	23,064	23,506	23,064

（★2017.12 末時点の年度末見込）

### 【課 題】

サービス利用のニーズがあるにもかかわらず、事業を実施できていない地区があります。

### 【取組方針】

市内全域で事業が実施できるよう、事業内容の検討を行うとともに、地区社会福祉協議会等に対して、事業の要旨等の周知・啓発に努めます。

## ⑥ 拠点施設における各種講座の実施

### [事業の概要]

高齢者の生涯学習への積極的な参加を促進するため、生涯学習センターにおいて各種講座を開催するとともに、本市ホームページに当該講座情報を掲載します。また、コミュニティセンターにおいて高齢者教室を開催するなど、高齢者の生きがいづくりと社会活動への参加を促進します。

- ◇生涯学習センターにおける各種講座の実施
- ◇コミュニティセンターにおける高齢者教室の開催
- ◇本市ホームページでの生涯学習センター実施講座の紹介や講座レポート（まなびCANレポート）等の掲載による情報発信

### [事業実績]

#### ■生涯学習センター主催講座

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
専門講座	開催数 (回)	33	19	40
	受講者数 (人)	1,500	944	1,151
遊友塾	開催数 (回)	28	29	35
	受講者数 (人)	611	487	452
子ども教室	開催数 (回)	37	45	37
	受講者数 (人)	335	392	299
市民の学習成果 発表の場	開催数 (回)	38	33	27
	受講者数 (人)	484	422	305
その他	開催数 (回)	240	269	259
	受講者数 (人)	6,674	7,647	7,075

#### ■高齢者教室

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
教室開設数	(教室)	51	51	51
学習期間		2015. 4. 1～ 2016. 3. 15	2016. 4. 1～ 2017. 3. 15	2017. 4. 1～ 2018. 3. 15

#### ■公共施設利用総合情報システム等の活用状況

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
公共施設利用総合情報システム予約件数	(件)	2,469	2,284	2,055
ホームページのアクセス数	(件)	200,776	207,512	238,299

(★2017.12 末時点の年度末見込)

**[課 題]**

高齢者の生きがいづくりや生涯学習への更なる参加を図るため、受講者のニーズを的確に捉える必要があります。

**[取組方針]**

より多くの高齢者の学習機会が充実し、生きがいの創出につながるよう、現代的な課題に取り組むなど講座内容の見直しを行うほか、積極的な事業周知に努め、受講者の増加を図ります。

## ⑦ 生涯スポーツの普及振興

### [事業の概要]

スポーツ・レクリエーションの各種大会・教室等を充実させ、高齢者の参加を推進するとともに、高齢者の生涯スポーツの普及振興と健康増進を図ります。

### [事業実績]

#### ■高松市民スポーツフェスティバル

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
ゲートボール大会	参加チーム数	23	21	15
	参加者数 (人)	146	130	94
グラウンド・ゴルフ大会	参加チーム数	40	39	38
	参加者数 (人)	240	235	228
ダイヤゾーン・ボール大会	参加チーム数	19	22	20
	参加者数 (人)	122	137	147

#### ■その他のスポーツ・レクリエーション大会、教室等

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
高松市老人クラブ連 合会スポーツ大会	参加者数 (人)	1,311	1,295	1,265
高松市長杯グラウン ド・ゴルフ交歓大会	参加者数 (人)	467	468	421
骨盤体操教室	参加者数 (人)	388	-	-
からだ機能改善体操 教室	参加者数 (人)	520	-	-

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

高松市民スポーツフェスティバルのゲートボール及びグラウンド・ゴルフの参加者数は、年々減少傾向にあり、他の行事との重複がないように日程・内容等を調整するなど、更なる検討が必要です。

### [取組方針]

各種大会の実施に当たり、参加資格要件の緩和や開催日の変更等について検討し、参加者の増加につなげます。

## ⑧ 保育所・認定こども園・幼稚園における高齢者との世代間交流

### 【事業の概要】

児童が福祉施設を訪問し交流したり、地域に住む高齢者を運動会や夕涼み会などの保育所・認定こども園・幼稚園の行事に招待したり、一緒に野菜の苗植えや収穫をすることにより交流を深めます。

また、伝承あそびを一緒に楽しんだり、伝統料理を一緒に作るなど、核家族ではなかなかできない体験を味わい、高齢者とのふれあいを深めます。

### 【事業実績】

#### ■ 世代間交流事業（公立保育所・こども園）

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
実施施設数 (か所)	16	16	15
延べ実施回数 (回)	155	169	145
延べ参加人数 (児童・高齢者) (人)	12,218	12,031	11,000

#### ■ 地域に開かれた幼稚園づくり推進事業（公立幼稚園）

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
実施施設数 (か所)	25	25	23
延べ実施回数 (回)	224	142	146
延べ参加人数 (児童・高齢者) (人)	13,407	8,039	8,621

#### ■ 世代間のふれあい活動を行う私立保育施設に対する補助

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
私立保育施設数 (か所)	29	29	32

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### 【課 題】

保育所・こども園・幼稚園で感染症等が流行した場合、開催の判断が難しいケースがみられます。また、老人福祉施設等がない地域での交流が難しい状況です。

### 【取組方針】

世代間交流は、高齢者にとって、自らの経験や知識をいかせる社会活動の場であると同時に、児童にとっても、高齢者施設の訪問や、地域の老人会との交流等を通じて社会性を育む機会となっているため、事業の継続に努めるとともに、参加者の増加に努めます。

## 4 健康都市推進ビジョンの推進

平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味しています。厚生労働白書（平成 28 年度版）によれば、2013（平成 25）年の平均寿命と健康寿命の差は、男性 9.02 年、女性 12.40 年となっており、こうした差を縮小することが、医療費や介護給付費の抑制にもつながります。

本市においても、高齢化の進展に伴い、がん、循環器疾患、糖尿病等の増加が予想される中で、健康寿命の延伸に向けた取組が重要となっています。

2014（平成 26）年 3 月に策定した「健康都市推進ビジョン」に基づき、「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目指し、生活習慣病の予防など若い時期から継続した健康づくりと、健やかに長寿を楽しむための介護予防に向けた取組を積極的に推進します。

### 〔主な取組〕

- ① 生活習慣の改善
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 地域で支える健康づくり

### 〔数値目標〕

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
「元気を上げる人」養成講座修了者数（累積）（人）	722	801	851	901
特定健康診査受診率（％）	42.9	60.0	60.0	60.0



「元気を上げる人」養成講座の様子



野菜の摂取に向けた啓発  
(のぼり・ポスター・ガイドブック等)

## ① 生活習慣の改善

### 【事業の概要】

「栄養・食生活・食育」を始め、「身体活動・運動」、「こころの健康・休養」、「飲酒」、「喫煙」、「歯・口腔の健康」の6つの生活習慣について、健康づくりの行動目標を設定し、壮年期から継続した主体的な健康づくりを推進します。

また、健康づくりの情報について、「広報たかまつ」を始めとする各種広報媒体を活用した普及啓発を図ります。また、各種イベントなどの機会に合わせ、健康づくりの普及啓発を図ります。

### 【事業実績】

#### ■生活習慣改善に向けた取組

- ・糖尿病予防教室、慢性腎臓病予防教室の開催
- ・野菜の摂取に向けた啓発（シールラリー、8月31日（野菜の日）～9月30日：野菜たっぷり生活キャンペーン）
- ・健康チャレンジ事業の実施（個人・グループ等3部門）（2016まで）
- ・ウォーキングの普及啓発（市内全44地区のウォーキングマップ作成）

#### ■高齢者の筋力低下予防に向けた取組

- ・転倒骨折予防講座、介護予防教室等の開催
- ・のびのび元気体操の普及啓発

#### ■こころの健康づくりに向けた取組

- ・こころの健康セミナーの開催
- ・飲酒に関する知識の普及・啓発

### 【課題】

生活習慣の改善に対する市民の意識の向上を図り、実践につなげる必要があります。

### 【取組方針】

身体活動や食育等、生活習慣の改善に係る取組を推進するとともに、各種広報媒体を活用して、市民への普及啓発に努めます。

## ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

### [事業の概要]

本市の主要な死亡原因である「がん」「循環器疾患」に加え、患者が増加傾向にあり、かつ重大な合併症を引き起こすおそれのある「糖尿病」の発症予防と重症化予防の徹底を推進します。

### [事業実績]

#### ■がん検診受診率※（高松市民の健康づくりに関する調査）

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
胃がん	受診率 (%)	53.3	43.3	50.5
大腸がん	受診率 (%)	56.4	47.6	53.9
肺がん	受診率 (%)	60.4	50.8	58.1
子宮頸がん	受診率 (%)	50.0	51.8	57.2
乳がん	受診率 (%)	57.8	59.9	53.0

（※ 過去 1 年間に各種がん検診を受けたと回答した方の割合）

#### ■特定健康診査・特定保健指導の受診（実施）率

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
特定健康診査	受診人数 (人)	28,340	27,342	26,669
	受診率 (%)	42.7	42.9	41.0
特定保健指導	実施者数 (人)	1,117	1,206	1,412
	実施率 (%)	32.3	35.3	40.0

（★2017.12 末時点の年度末見込）

### [課 題]

がん検診については、受診しやすい環境づくりや効果的な受診勧奨など、受診率の向上に努める必要があります。

特定健康診査の未受診者は、受診者と比較し、メタボリックシンドローム該当者であるなど、生活習慣病等の 1 人当たりの医療費が高くなる傾向にあるため、引き続き、受診率の向上に努める必要があります。

特定保健指導の実施率は増加していますが、生活習慣病の発症と重症化の予防に向けて、更なる向上に努める必要があります。



### [取組方針]

がん検診については、職域の保険者との連携や、未受診者に対する再案内を行うなど、周知啓発に取り組むとともに、受診券のチラシの表現を工夫し、受診率向上に努めます。

特定健康診査については、市内 200 か所を超える医療機関に委託し、特定健診を実施するとともに、未受診者への受診勧奨や、健康ポイント事業や広報等の活用により、周知啓発を図ります。

特定保健指導については、医療機関数を拡大し、受診の場・機会を増やすとともに、実施率向上に向けて、優先順位をつけて訪問等を実施し、実施者数の増加に努めます。

#### ■がん検診受診率※（高松市民の健康づくりに関する調査）

区 分		2018 (H30)	2019 (H31)	2020
胃がん 大腸がん 肺がん 子宮頸がん 乳がん	受診率 (%)	55.0	55.0	55.0
	受診率 (%)			
	受診率 (%)			
	受診率 (%)			
	受診率 (%)			

（※ 過去 1 年間に各種がん検診を受けたと回答した方の割合）

#### ■特定健康診査・特定保健指導の受診（実施）率

区 分		2018 (H30)	2019 (H31)	2020
特定健康診査	受診人数 (人)	42,000	42,000	42,000
	受診率 (%)	60.0	60.0	60.0
特定保健指導	実施者数 (人)	2,646	2,911	3,175
	実施率 (%)	50.0	55.0	60.0

### ③ 地域で支える健康づくり

#### 【事業の概要】

地域で生活する高齢者が、近隣住民等身近な人々の見守りや支援を受けながら元気でいきいきと過ごせるよう、「元気を広げる人」等、地域において自主的に健康づくり活動を行う介護予防ボランティアを養成し、地域ぐるみで取り組む健康づくりや介護予防を推進します。

#### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
「元気を広げる人」養成講座修了者数(累積)(人)	685	722	751
居場所やサロンにおける「のびのび元気体操」普及率(%)	-	23.0	40.0

(★2017.12 末時点の年度末見込)

#### 【課 題】

「高齢者の暮らしと介護に関するアンケート」(2017.2)の結果によると、ボランティア活動等の社会参加が介護予防に効果があることを「知っている」と回答した高齢者が約4割、「知らない」と回答した高齢者もほぼ同じ割合であったことから、あらゆる機会を通じて、介護予防ボランティア活動への参加に向けた周知啓発に取り組むことが必要です。

#### 【取組方針】

「元気を広げる人」等の介護予防ボランティアを養成するとともに、介護予防ボランティアが生きがいを持っていきいきと活動できるよう、定期的に支援を行い、その活性化に努めます。

また、介護予防ボランティアによる、身近なふれあいの場を基盤とした積極的な介護予防活動を支援することで、地域ぐるみで取り組む健康づくりや介護予防を推進します。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
「元気を広げる人」養成講座修了者数(累積)(人)	801	851	901

## 5 感染症予防対策の充実

高齢者を対象に、インフルエンザ・成人用肺炎球菌の予防接種や、各地区巡回による結核健康診断を実施します。

また、高齢者は結核患者に占める割合が高く、感染症に対する抵抗力も弱いことから、正しい知識の普及に努めて早期発見・早期治療を行うほか、まん延防止を図るため、広報たかまつやリーフレット等を活用して予防の啓発を行うなど、感染症予防対策の充実を図ります。

### [主な取組]

- ① 感染症予防対策の充実

### [数値目標]

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
高齢者の肺結核患者における喀痰塗沫陽性者の割合 (%)	71.4	66.7 以下	66.7 以下	66.7 以下



検診車での胸部 X 線撮影の様子



予防接種のイメージ

## ① 感染症予防対策の充実

### [事業の概要]

65歳以上のインフルエンザ予防接種、成人用肺炎球菌予防接種、結核健康診断を実施するとともに、感染症の正しい知識の普及を促進します。

### [事業実績]

#### ■65歳以上のインフルエンザ予防接種

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
接種人数	(人)	59,593	61,751	62,400
接種率	(%)	51.6	52.4	52.3

#### ■結核集団検診

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
受診人数	(人)	14,631	13,857	13,364
受診率	(%)	13.3	12.3	11.7

#### ■感染症の正しい知識の普及に向けた取組

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
結核対策医師研修会	開催回数 (回)	1	1	1
出前講座	開催回数 (回)	6	7	7
社会福祉施設長等結核・感染症研修会	開催回数 (回)	1	1	1
結核対策会議	開催回数 (回)	1	1	1
感染症予防対策連絡会	開催回数 (回)	1	1	1

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱い方が多いことから、感染症の正しい知識の普及や予防接種の勧奨が必要です。また、結核患者における高齢者の割合が高く、自覚症状や結核特有の呼吸器症状が出にくい場合もあることから、医療機関や市民に対し、結核についての知識の普及が必要です。

### [取組方針]

本市のホームページや広報紙での周知啓発に加え、出前講座や、高齢者の社会福祉施設長等への感染症研修会を開催し、感染症に関する正しい知識の普及を進めます。また、結核については、結核対策医師研修会や結核対策会議、関係機関の職員を対象にした研修会を開催するとともに、結核予防週間に合わせて SNS を活用した啓発活動を行います。

## 第3章 重点課題③ 生活環境の充実

### 1 住まいの整備・充実

高齢化が進む中で、ライフスタイルの多様性や、それぞれの身体等の状態に応じて、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるためには、個々のニーズに対応した住まいの選択肢の幅を広げることが重要です。

高齢者が生活の基盤とすることのできる、プライバシーと尊厳が十分に守られた住環境として、必要な住まいを整備し、それぞれのライフスタイルや介護ニーズ等に見合った住まいの充実を図ります。

#### [主な取組]

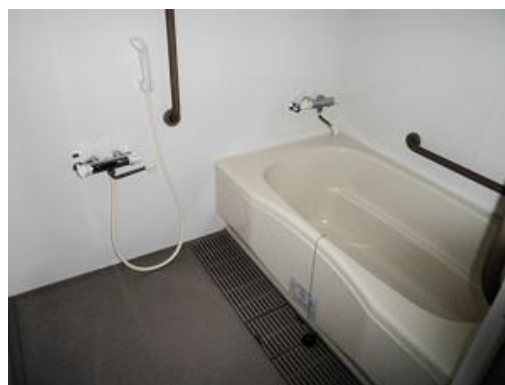
- ① 生涯活躍のまち（日本版 CCRC）
- ② 高齢者住宅等安心確保事業
- ③ 高齢者住宅改造助成事業
- ④ サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム
- ⑤ 養護老人ホーム
- ⑥ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

#### [数値目標]

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
「住みやすさ」に対する市民満足度（70歳以上）（%）	90.3	91.4	91.9	92.4



高齢者サービス付きの居室がある  
市営住宅川東団地



高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の  
様子

## ① 生涯活躍のまち（日本版CCRC）

### 【事業の概要】

市外からの移住者を含めた中高年齢者が、希望に応じて、多様な地域住民と交流しながら、生涯学習等を通じて健康で活動的な生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを推進することについての検討を行います。

### 【事業実績】

2017（平成29）年9月1日に、庁内検討組織として「高松版生涯活躍のまち構想検討プロジェクトチーム」を設置し、市外からの移住者を含めた地域住民が主体となる本市の特性や強みをいかした地域づくりについての検討を開始しました。

### 【課題】

高松版生涯活躍のまちを実現するために必要な本市としての方向性を示し、市民・企業・行政間の認識を共有することが必要です。

### 【取組方針】

庁内プロジェクトチームを中心として検討を進め、「高松版生涯活躍のまち構想（仮称）」を策定します。

## ② 高齢者住宅等安心確保事業

### [事業の概要]

高齢者の生活特性に配慮した高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）において、入居者に対して生活指導や相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応、関係機関との連絡等を行う生活援助員を派遣します。

### [事業実績]

#### ■ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

施設名	戸数 (戸)	入居戸数 (戸)	入居者数 (人)	生活援助員の 派遣人数(人)	生活援助員の 派遣形態
県営住宅高松元山団地	28	25	31	1	居住
市営住宅旭ヶ丘団地	27	21	28	1	派遣
市営住宅香西本町団地	22	16	17	1	居住
市営住宅川東団地	12	8	8	1	派遣

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
生活援助員の派遣人数 (人)	4	4	4

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

入居者の身体能力等の低下により、日常生活に支障が生じ、生活援助員のみで対応することが困難となった場合に、迅速に必要な支援につなげるため、関係機関との連携を図る必要があります。

### [取組方針]

生活援助員の質の向上を図りながら、市及び県の関係機関と連携し、入居者が自立して安全かつ安心して暮らせる住まいの充実に努めます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
生活援助員の派遣人数 (人)	4	4	4

### ③ 高齢者住宅改造助成事業

#### 【事業の概要】

高齢者の自立と家族の負担軽減を図るため、寝たきり等の状態で、日常生活で介助を必要とする高齢者の世帯に対し、自宅の浴室・便所等のバリアフリー化改修について、費用の一部を助成します。

#### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
助成件数 (件)	27	16	27

(★2017.12 末時点の年度末見込)

#### 【課 題】

介護保険事業の住宅改修費の給付事業との整合を図りつつ、真に必要な人がサービスを利用できるよう周知を行う必要があります。

#### 【取組方針】

事業の周知に努めるとともに、住み慣れた自宅での生活が続けられるよう努めます。



#### ④ サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

##### [事業の概要]

高齢者の安心を支えるサービス（安否確認や生活相談サービス）を提供するサービス付き高齢者向け住宅について、事業者の参入の動向を把握し、高齢者住まい法等に基づき、整備や運営管理、サービス提供が適正に行われるよう指導を行います。

また、有料老人ホームについても、入居者の快適な居住環境の確保と適正な事業運営がなされるよう、事業者に対して、適切な指導等を行い、高齢者が安心して暮らせる住まいを確保します。

##### [事業実績]

###### ■ サービス付き高齢者向け住宅

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
年度末登録施設数 (施設)	35	37	41
年度末登録住宅戸数 (戸)	1,060	1,143	1,317

###### ■ 有料老人ホーム

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
年度末届出施設数 (施設)	63	65	67
年度末届出定員数 (人)	2,081	2,190	2,278

(★2017.12 末時点の年度末見込)

##### [課 題]

高齢者向け住宅の普及に伴い、サービス内容等に関する相談は増加しており、市民に対し、より分かりやすく情報提供することが必要です。

また、入居者の快適な居住環境が確保されるよう、契約やサービスの利用等に関して、適正な指導監督を行うことが必要です。

##### [取組方針]

入居希望者が、自らのライフスタイルや介護ニーズに見合った住まいを選択できるよう、情報提供体制の充実に努めます。

また、事業者に対し運営管理、サービス提供等が適正に行われているかどうか、適切な指導監督を行い、高齢者の居住環境の確保や安心して暮らせる住まいの充実に努めます。

## ⑤ 養護老人ホーム

### [事業の概要]

環境上の理由及び経済的理由により、家庭で生活することが困難な高齢者が、能力に応じた自立した生活を営むため、必要な指導及び訓練、その他援助を行います。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
整備量 (人)	200	200	200
整備施設数 (施設)	2	2	2

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

入所者の支援ニーズの多様化に対応できるよう、職員の専門的な支援技術を始めとした施設機能を強化し、居住環境を充実させることが求められています。

また、老朽化した施設については、居住環境や安全性の向上のため、改築を促進する必要があります。

### [取組方針]

2020年度まで整備量を維持するとともに、入所者の自立支援のためのソーシャルワーク機能などを持ち、在宅生活が困難な高齢者の措置施設として、施設機能の充実に努めます。

また、居住環境等の向上のため、老朽化した施設の建替えを促進します。

## ⑥ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

### 【事業の概要】

自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、自立して生活するには不安がある高齢者に、食事、入浴等の準備、相談及び援助などを提供します。

### 【事業実績】

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
整備量 (人)	488	488	488
整備施設数 (施設)	13	13	13

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### 【課 題】

入居者の高齢化とともに、要支援・要介護認定者や認知症の方が増加しており、適切な介護サービスを利用できる体制を確保する必要があります。

### 【取組方針】

2020 年度まで整備量を維持するとともに、日常生活に不安のある高齢者の自立生活を支援する施設として、入居者に対して適切な介護サービスが提供されるよう、施設機能の充実に努めます。

## 2 公共交通サービスの充実

高齢化の進展により、移動手段を持たない「交通弱者」の増加が見込まれることから、高齢者の移動の利便性を向上し、外出の機会を創出するため、公共交通の利用促進や、公共交通による移動環境の充実を図ります。

### [主な取組]

- ① 高齢者公共交通運賃半額事業
- ② 公共交通機関等のバリアフリー化

### [数値目標]

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
ゴールド IruCa 保有率 (%)	22.1	28.2	31.2	34.2
ノンステップバス導入率 (%)	65.3	73.4	77.5	81.6



高齢者公共交通運賃半額事業（ゴールド IruCa）

## ① 高齢者公共交通運賃半額事業

### [事業の概要]

2013（平成 25）年 9 月に制定した「高松市公共交通利用促進条例」の理念を踏まえた事業として、2014（平成 26）年 10 月 1 日から、市内在住の 70 歳以上の方が交通系 IC カード「ゴールド IruCa」を利用して公共交通の運賃を支払った場合、その運賃が半額となるよう、公共交通事業者に対し、運賃差額を補助しています。

### [事業実績]

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
ゴールド IruCa	新規発行枚数 (枚)	3,458	2,416	2,594
	累計発行枚数 (枚)	15,166	17,582	20,176
	利用件数 (件)	847,455	877,207	914,434

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

更なる利用促進のため、交通事業者等との連携により、効果的な啓発活動の実施が必要です。

### [取組方針]

ゴールド IruCa の利用も相まって、ことでの利用者数（収益）が増加していることから、支援の在り方について、事業者との協議を進めていきます。

区 分		2018 (H30)	2019 (H31)	2020
ゴールド IruCa 保有率	(%)	28.2	31.2	34.2

## ② 公共交通機関等のバリアフリー化

### [事業の概要]

高齢者等の移動の円滑化を図るため、「香川県福祉のまちづくり条例」及び「高松市交通バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅・バス車両など公共交通機関や、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

### [事業実績]

#### ■公共交通機関旅客施設バリアフリー化に対する助成

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
助成件数（件）／駅名	1／高田駅	1／太田駅	1／仏生山駅

#### ■ノンステップバス導入に対する助成

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
ノンステップバス導入率 (%)	62.1	65.3	72.2
新規導入台数 (台)	6	5	6

(★2017.12 末時点の年度末見込)

#### ■中心市街地におけるバリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業の主な取組

- ・歩道の傾斜や勾配の改善、段差の解消
- ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置推進

### [課 題]

公共交通機関のバリアフリー化の推進については、実施主体が交通事業者であることから、事業者との更なる協働が求められます。

また、歩行空間のバリアフリー化の推進については、市道の維持・修繕に合わせて、実施可能な箇所について取り組む必要があります。

### [取組方針]

高齢者や障がい者を含む様々な人が安全かつ快適に移動することができるよう、バス事業者と協働して車両の更新に合わせたバリアフリー化推進に取り組むとともに、安心して歩ける環境の整備に努めます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
ノンステップバス導入率 (%)	73.4	77.5	81.6

### 3 安全で住みよい環境づくりの推進

一人暮らし高齢者等の火災防止のため、住宅防火診断を実施し、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、自治会、老人クラブ、高齢者福祉施設等において、防火・防災に関する講話や訓練を実施し、防火・防災意識の啓発を図ります。

また、高齢者の消費者被害防止のため、関係機関等と連携する中で、消費生活出前講座などを通じた広報啓発・情報提供活動を推進します。

さらに、高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室・シルバードライバーズスクール等の開催や夜間の交通事故防止に役立つ反射材の使用促進により、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上を図ります。

#### 〔主な取組〕

- ① 住宅防火診断
- ② 高齢者の消費者被害防止
- ③ 高齢者の交通安全対策

#### 〔数値目標〕

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
高齢者の消費生活相談における 解決割合（他機関への誘導を含む）（％）	99.4	99.5	99.5	99.5
高齢者交通安全教室参加者数（人）	4,073	5,000	5,000	5,000



高齢者交通安全教室の様子



シルバードライバーズスクールの様子

## ① 住宅防火診断

### [事業の概要]

一人暮らし高齢者等の火災防止のため、住宅防火診断を実施し、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、自治会、老人クラブ、高齢者福祉施設等において、防火・防災に関する講話や訓練を実施し、防火・防災意識の啓発を図ります。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
住宅防火診断実施件数 (件)	1,215	2,867	1,459

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

一人暮らし高齢者の火災予防のため、住宅防火診断の実施の更なる推進が求められます。

### [取組方針]

春、秋の火災予防運動期間を利用し、防火診断を実施します。



## ② 高齢者の消費者被害防止

### 【事業の概要】

高齢者の消費者被害防止のため、関係機関等と連携する中で、消費生活出前講座などを通じた広報啓発・情報提供活動等を推進します。

### 【事業実績】

#### ■ 高齢者の消費者被害の防止に向けた取組

- ・ 消費生活出前講座の実施
- ・ 消費者ウィーク（「消費者の日（5月30日）」を含む1週間）に合わせた各種啓発事業（暮らしを見直す市民のつどい）等の開催
- ・ 在宅の高齢者を狙った悪質業者に関する啓発

### 【課題】

高齢者を狙った架空請求等が急増しており、被害の未然防止に役立つ講座の開催や、情報提供、啓発等が必要です。

### 【取組方針】

高齢者の消費者被害防止のため、関係機関と連携する中で、消費生活出前講座などを通じた広報啓発・情報提供活動等の推進に努めます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
高齢者の消費生活相談における解決割合 (他機関への誘導を含む) (%)	99.5	99.5	99.5

### ③ 高齢者の交通安全対策

#### [事業の概要]

高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室・シルバードライバースクール等の開催や、夜間の交通事故防止に役立つ反射材の使用促進により、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上を図ります。

#### [事業実績]

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017* (H29)
高松市交通安全高齢者自転車大会	参加者数 (人)	60	40	54
反射材効果体験教室 (高齢者以外の参加者も含む)	開催回数 (回)	2	4	2
	参加者数 (人)	75	398	90
シルバードライバースクール	参加者数 (人)	16	19	18
高齢者交通指導員研修会	参加者数 (人)	34	30	28
高齢者交通安全教室	開催回数 (回)	7	7	10
	参加者数 (人)	1,030	4,073	4,200

(★2017.12 末時点の年度末見込)

#### [課 題]

高齢者向けの交通安全教室を拡充し、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上が必要です。

#### [取組方針]

高齢者居場所づくり事業や地域包括支援センターと連携して、多くの高齢者を対象に積極的に教室を開催できるよう、方法や体制を検討します。

区 分		2018 (H30)	2019 (H31)	2020
高齢者交通安全教室参加者数	(人)	5,000	5,000	5,000

## 4 災害時の援護体制の充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、災害時に避難支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するとともに、一人暮らし高齢者等に対する民生委員児童委員による実態把握や、緊急通報装置の設置などにより、災害発生時の要配慮者支援が迅速に行えるよう、体制の充実を図ります。

また、自主防災組織による防災訓練等に対する支援を行い、地域の防災力向上を図ります。

### 〔主な取組〕

- ① 避難行動要支援者名簿の整備
- ② 一人暮らし・寝たきり高齢者の把握
- ③ 自主防災組織の活動支援

### 〔数値目標〕

区 分	実績値	目標値		
	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
避難行動要支援者名簿の登録率 (%)	20.8	20.0	20.0	20.0
コミュニティ単位の防災訓練のうち、避難所運営等訓練実施率 (%)	82.5	90.0	95.0	100.0



一人暮らし高齢者の見回りイメージ



地域での防災訓練の様子

## ① 避難行動要支援者名簿の整備

### [事業の概要]

災害時に自力で避難することが困難な高齢者などの要配慮者に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く安全に行われる体制を構築するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者情報の把握と共有を図るとともに、平常時から要配慮者に対する見守りや声かけを行うなど、地域における要配慮者を支援します。

### [事業実績]

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
対象者数 (人)	3,932	4,073	4,647
登録希望者数 (人)	640	849	733
登録率 (%)	16.3	20.8	15.8

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

大規模災害発生時、避難行動要支援者の登録情報が、安否確認等に役立つよう、情報の更新等を適宜行うことが必要です。

また、避難行動要支援者名簿の未登録者に対して、制度の周知・啓発を行うなど、登録率の向上を図ることが必要です。

### [取組方針]

各地区（校区）コミュニティ協議会と協働し、避難行動要支援者名簿の登録情報に変更がないか確認し、毎年、避難行動要支援者名簿の更新を行うことで、大規模災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等に、真に役立つ名簿となるように努めます。

また、名簿登録率の向上についても、地域と連携し、周知啓発に取り組みます。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
登録率 (%)	20.0	20.0	20.0

## ② 一人暮らし・寝たきり高齢者の把握

### [事業の概要]

各地区において、地区民生委員児童委員の協力の下、一人暮らし・寝たきり高齢者の把握に努め、災害時や日常の見守りなどに備えます。

### [事業実績]

#### ■一人暮らし・寝たきり高齢者の把握（地区民生委員児童委員による調査）

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
一人暮らし高齢者数 (人)	9,596	9,610	9,578
寝たきり高齢者数 (人)	461	417	326

(★2017.12 末時点の年度末見込)

### [課 題]

新たに65歳となった一人暮らしの方や寝たきりなど的高齢者の状況などについて、地域でのつながりの希薄化や、セキュリティ付きマンションなどが増加するなど、実態把握が困難となっているケースがみられます。

### [取組方針]

各地区において、災害時や日常の見守り等に備えるため、地域で支えあう見守り事業との連携や、65歳到達者名簿の活用により、地域のネットワークづくりを支援するとともに、新たに対象になった方について、名簿を随時更新します。

### ③ 自主防災組織の活動支援

#### [事業の概要]

結成された自主防災組織の活動を推進するため、防災訓練を支援するなどの育成指導を行い、地域防災力の向上を図ります。

#### [事業実績]

##### ■ 地域コミュニティ単位の防災訓練実施状況

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017★ (H29)
コミュニティ単位の防災訓練実施地区数 (地区)	36	39	39
うち、避難所運営等訓練実施率 (%)	81.8	82.5	82.1

(★2017.12 末時点の年度末見込)

#### [課 題]

地域コミュニティ単位で実施する訓練を支援するため、非常食品を助成するなど、自主防災組織の更なる育成強化を図ることが必要です。

#### [取組方針]

地域コミュニティ協議会と連携した、地区・校区単位での訓練実施時に、避難所運営等、実効性のある訓練実施の推進を図ります。

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
コミュニティ単位の防災訓練のうち、避難所運営等訓練実施率 (%)	90.0	95.0	100.0

## 第4章 介護保険事業の円滑な運営

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいます。

このような中、介護保険法に基づき、老人福祉計画と一体のものとして、第7期介護保険事業計画（2018（平成30）年度からの3年間）を策定し、取組の更なる深化・推進に努めます。

本計画は、地域包括ケアシステムの構築に資するものを始め、2025年の地域医療構想及び2020年代初頭の介護離職ゼロの実現に係る需要等も踏まえ、必要なサービス量やその事業費を見込み、介護保険財政の均衡を保つための保険料を設定するほか、サービスの質の向上を図るための施策、適切なサービスが提供される体制の整備について定め、介護保険事業の円滑な運営を推進するものです。

### 1 介護保険サービス量の見込

#### （1）高齢者数の推移

本市の総人口は、住民基本台帳人口（各年10月1日時点）を用いたコーホート変化率法による推計では、計画最終年度の2020年度に427,187人となっています。計画対象者である「40歳以上」の人口は261,000人で、そのうち「40～64歳」（第2号被保険者）は142,935人、「65歳以上」（第1号被保険者）は118,065人となっています。

なお、「団塊の世代」が全て後期高齢者となる2025年度には、後期高齢者の総人口に占める割合は、前期高齢者の11.6%を5.0ポイント上回る、16.6%になっています。

【高齢者数の推移】

（単位：人）

	現 況			推 計			
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
総人口	429,091	429,079	428,872	428,479	427,896	427,187	422,313
40歳未満	176,370	173,910	171,718	169,718	167,942	166,187	159,534
40～64歳（第2号被保険者）	141,774	141,796	141,926	142,110	142,610	142,935	143,431
65歳以上（第1号被保険者）	110,947	113,373	115,228	116,651	117,344	118,065	119,348
65～74歳（前期高齢者）	57,900	58,727	58,934	59,157	58,610	58,971	49,119
65～69歳	33,821	35,624	33,597	31,278	28,336	26,843	23,680
70～74歳	24,079	23,103	25,337	27,879	30,274	32,128	25,439
75歳以上（後期高齢者）	53,047	54,646	56,294	57,494	58,734	59,094	70,229
75～79歳	19,477	19,938	20,705	21,304	22,369	22,066	29,464
80～84歳	16,338	16,589	16,765	16,601	16,361	16,518	18,673
85～89歳	10,786	11,197	11,558	11,927	11,867	12,035	12,094
90歳以上	6,446	6,922	7,266	7,662	8,137	8,475	9,998
高齢化率	25.9%	26.4%	26.9%	27.2%	27.4%	27.6%	28.3%
65～74歳（前期高齢者）	13.5%	13.7%	13.7%	13.8%	13.7%	13.8%	11.6%
75歳以上（後期高齢者）	12.4%	12.7%	13.1%	13.4%	13.7%	13.8%	16.6%

※ 資料：住民基本台帳（各年10月1日）

## (2) 要介護（要支援）認定者数・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の認定者数の推移

本計画における要介護（要支援）認定者数の推計は、2017（平成29）年10月時点の要介護（要支援）認定者数（要介護度別）を基に、これまでの実績等の推移からの傾向が今後も続くものとした、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による推計により、次のとおり見込みます。

【要介護（要支援）認定者数の推移】

（単位：人）

区 分	現 況			推 計			
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
第1号認定者数	23,424	23,649	23,870	24,574	24,987	25,406	28,492
要支援1	2,277	2,331	2,583	2,602	2,650	2,706	3,163
要支援2	3,776	3,779	3,707	3,693	3,691	3,715	3,957
要介護1	5,011	5,273	5,287	5,555	5,728	5,906	7,076
要介護2	4,630	4,545	4,574	4,628	4,675	4,701	5,006
要介護3	3,145	3,231	3,221	3,366	3,443	3,514	3,951
要介護4	2,370	2,364	2,459	2,585	2,640	2,682	3,029
要介護5	2,215	2,126	2,039	2,145	2,160	2,182	2,310
認定率※1	21.1%	20.9%	20.7%	21.1%	21.3%	21.5%	23.9%
第2号認定者数	496	484	466	480	487	501	546
要支援1	35	41	41	38	39	40	47
要支援2	54	50	52	53	53	55	57
要介護1	88	86	77	85	87	89	100
要介護2	124	125	117	116	116	118	125
要介護3	77	74	73	75	76	79	82
要介護4	61	53	51	63	66	67	76
要介護5	57	55	55	50	50	53	59
認定者数合計	23,920	24,133	24,336	25,054	25,474	25,907	29,038
認定率※2	21.6%	21.3%	21.1%	21.5%	21.7%	21.9%	24.3%
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の認定者数※3	12,880	13,238	13,516	13,871	14,170	14,459	16,350

※1 第1号被保険者の中に占める第1号認定者数の割合

※2 第1号被保険者の中に占める認定者数合計（第1号認定者数＋第2号認定者数）の割合

※3 第2号認定者を含む



### (3) 介護保険サービス量の推計

#### ① 施設・居住系サービス利用者数の推移

施設・居住系サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、医療療養病床からの転換及び介護離職対策に係る追加的需要等を考慮して、次のとおり見込みます。

【施設・居住系サービス利用者数の推移】

(単位：人)

区 分	実 績			推 計			
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
要介護（要支援）認定者数	23,920	24,133	24,336	25,054	25,474	25,907	29,038
要支援認定者数	6,142	6,201	6,383	6,386	6,433	6,516	7,224
要介護認定者数	17,778	17,932	17,953	18,668	19,041	19,391	21,814
介護保険施設利用者※1の割合	15.6%	15.7%	15.9%	15.8%	16.3%	17.1%	15.8%
介護保険施設の利用者数	2,781	2,816	2,854	2,951	3,099	3,321	3,441
介護老人福祉施設※2	1,552	1,589	1,612	1,681	1,697	1,785	1,845
介護老人保健施設	1,074	1,074	1,101	1,128	1,260	1,386	1,446
介護医療院	-	-	-	0	0	8	150
介護療養型医療施設	155	153	141	142	142	142	-
重度利用者※3の割合	59.7%	58.5%	58.2%	57.6%	57.2%	57.2%	51.5%
介護保険施設利用者のうち、 要介護4・5の利用者数	1,661	1,647	1,660	1,701	1,774	1,899	1,771
居住系サービス利用者数	1,561	1,576	1,575	1,630	1,676	1,730	1,835
認知症対応型共同生活介護	830	841	859	909	927	981	1,053
特定施設入居者生活介護	724	723	704	709	737	737	770
地域密着型特定施設入居者生活介護	7	12	12	12	12	12	12
施設・居住系サービス利用者数	4,342	4,392	4,429	4,581	4,775	5,051	5,276

2015～2016年度は各月平均値、2017年度は3～8月利用の平均値

※1 要介護認定者のうち、介護保険施設の利用者

※2 地域密着型サービスを含む

※3 介護保険施設の利用者のうち、要介護4・5の利用者

## ② 居宅サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、要介護認定者における中重度者の増加、在宅における医療需要等を考慮するとともに、新たな施設等整備に伴う利用者の移行を含め、次のとおり見込みます。

【居宅サービス利用者数の推移（1か月当たり）】

（単位：人／月）

区 分	実 績			推 計			
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
訪問介護	6,002	5,862	5,110	4,837	4,862	4,766	5,332
訪問入浴介護	163	137	115	121	119	115	138
訪問看護	736	831	1,089	1,104	1,107	1,017	1,087
訪問リハビリテーション	213	248	235	244	275	286	354
居宅療養管理指導	1,856	2,104	3,302	2,513	2,524	2,499	2,903
通所介護	8,137	6,526	5,233	4,794	4,836	4,815	5,451
通所リハビリテーション	2,608	2,675	2,700	2,786	2,863	2,870	3,302
短期入所生活介護	1,613	1,681	1,763	1,842	1,824	1,751	1,928
短期入所療養介護	82	82	96	101	116	127	149
特定施設入居者生活介護	724	723	712	709	737	737	770
混合型特定施設入居者生活介護	681	680	669	664	692	692	725
福祉用具貸与	7,610	8,135	8,594	8,937	9,021	9,046	10,298
特定福祉用具購入費	158	142	146	156	157	158	180
住宅改修費	151	141	123	127	130	131	150
介護予防支援・居宅介護支援	15,034	15,170	14,083	14,136	14,823	15,179	18,267

※ 2015～2016年度は各月平均値、2017年度は3～8月利用の平均値

※ 予防給付を含む

## ③ 圏域別地域密着型サービス利用者数等の推計

地域密着型サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、認知症高齢者の増加、高齢の精神科病院からの退院者を地域で受け入れること等を考慮して、次のとおり見込みます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、介護離職対策に係る需要等を考慮して、次のとおり見込みます。

【地域密着型サービス利用者数等の推移（1か月当たり）】

（単位：人／月）

区 分	実 績			推 計			
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	16	21	19	41	43	101	182
夜間対応型訪問介護	173	166	170	181	188	190	241
認知症対応型通所介護	228	206	192	192	193	193	222
小規模多機能型居宅介護	270	255	237	239	241	272	385
認知症対応型共同生活介護	830	841	859	909	927	981	1,053
地域密着型特定施設入居者生活介護	7	12	12	12	12	12	12
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	0	0	6	58	58
看護小規模多機能型居宅介護	30	29	28	47	50	82	125
地域密着型通所介護	-	1,807	1,826	1,913	1,988	1,985	2,367

※ 2015～2016年度は各月平均値、2017年度は3～8月利用の平均値

圏域別地域密着型サービス利用者については、第6期計画期間中の提供実績や、認知症高齢者の圏域別状況から次のとおり見込みます。

【圏域別地域密着型サービス利用者数の推計】

日常生活圏域	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			夜間対応型訪問介護		
	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
	利用者 (人／月)	利用者 (人／月)	利用者 (人／月)	利用者 (人／月)	利用者 (人／月)	利用者 (人／月)
① 中央西	22	24	27	28	29	30
② 中央東	/	/	⑬勝賀・下笠居と⑰国分寺以外の圏域で54	29	30	30
③ 鶴尾				3	3	3
④ 太田				36	38	38
⑤ 一宮				5	5	5
⑥ 香東				1	2	2
⑦ 木太				9	9	9
⑧ 古高松				5	5	5
⑨ 屋島				4	5	5
⑩ 協和				20	20	21
⑪ 龍雲				30	31	31
⑫ 山田				1	1	1
⑬ 勝賀・下笠居				14	14	14
⑭ 塩江	/	/	⑬勝賀・下笠居と⑰国分寺以外の圏域で54	2	2	2
⑮ 香川				2	2	2
⑯ 香南				0	0	0
⑰ 牟礼				2	2	2
⑱ 庵治				2	2	2
⑲ 国分寺				5	5	6
合 計	41	43	101	181	188	190

日常生活圏域	認知症対応型通所介護					
	2018 (H30)		2019 (H31)		2020	
	利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)
① 中央西	264	22	263	23	264	23
② 中央東	206	18	206	18	205	18
③ 鶴尾	32	3	32	3	32	3
④ 太田	219	19	218	19	217	19
⑤ 一宮	87	8	87	8	87	8
⑥ 香東	47	4	47	4	47	4
⑦ 木太	102	9	101	9	101	9
⑧ 古高松	200	18	200	18	199	18
⑨ 屋島	42	4	42	4	42	4
⑩ 協和	182	16	182	16	181	16
⑪ 龍雲	225	20	224	20	223	20
⑫ 山田	25	2	25	2	25	2
⑬ 勝賀・下笠居	234	21	233	21	232	21
⑭ 塩江	0	0	0	0	0	0
⑮ 香川	117	10	117	10	116	10
⑯ 香南	11	1	11	1	11	1
⑰ 牟礼	60	5	60	5	59	5
⑱ 庵治	11	1	11	1	11	1
⑲ 国分寺	121	11	121	11	120	11
合 計	2,185	192	2,180	193	2,172	193

日常生活圏域	小規模多機能型居宅介護			認知症対応型共同生活介護		
	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)
① 中央西	12	13	15	82	84	90
② 中央東	23	23	26	92	94	99
③ 鶴尾	9	9	10	22	22	23
④ 太田	15	15	17	64	65	69
⑤ 一宮	12	12	14	42	43	45
⑥ 香東	22	22	25	48	49	52
⑦ 木太	19	19	21	49	50	53
⑧ 古高松	10	10	12	56	57	60
⑨ 屋島	16	16	18	38	39	41
⑩ 協和	17	17	19	45	45	48
⑪ 龍雲	20	20	22	75	77	81
⑫ 山田	9	10	11	51	52	55
⑬ 勝賀・下笠居	21	21	23	56	57	61
⑭ 塩江	1	1	2	14	15	16
⑮ 香川	10	10	11	51	52	55
⑯ 香南	2	2	2	22	23	24
⑰ 牟礼	7	7	8	33	33	35
⑱ 庵治	2	2	2	15	15	16
⑲ 国分寺	12	12	14	54	55	58
合 計	239	241	272	909	927	981

日常生活圏域	地域密着型特定施設入居者生活介護			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			看護小規模多機能型居宅介護				
	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2018 (H30)	2019 (H31)	2020		
	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)	利用者 (人/月)		
① 中央西	/	/	/	/	/	/	12	7	9		
② 中央東							15	9	10		
③ 鶴尾							0	0	③～⑥、 ⑨～⑱の 圏域で34		
④ 太田							0	0			
⑤ 一宮							0	0			
⑥ 香東							0	0			
⑦ 木太							7	5		5	
⑧ 古高松							7	24		24	
⑨ 屋島							1	1	①～⑱の 圏域で58		
⑩ 協和							1	1			
⑪ 龍雲							1	1			
⑫ 山田							0	0			
⑬ 勝賀・下笠居							12	12		12	③～⑥、 ⑨～⑱の 圏域で34
⑭ 塩江							0	0			
⑮ 香川							0	0			
⑯ 香南							0	0			
⑰ 牟礼							0	0			
⑱ 国分寺							0	0			
合 計							12	12	12	0	6

日常生活圏域	地域密着型通所介護					
	2018 (H30)		2019 (H31)		2020	
	利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者 (人/月)
① 中央西	1,485	157	1,546	161	1,529	162
② 中央東	2,438	256	2,536	267	2,507	266
③ 鶴尾	545	57	567	60	560	59
④ 太田	1,243	131	1,293	136	1,278	136
⑤ 一宮	772	81	803	84	794	84
⑥ 香東	798	84	831	87	821	87
⑦ 木太	1,122	118	1,167	123	1,154	122
⑧ 古高松	970	102	1,009	106	998	106
⑨ 屋島	842	89	876	92	866	92
⑩ 協和	1,023	108	1,064	112	1,052	112
⑪ 龍雲	1,086	114	1,130	119	1,117	119
⑫ 山田	872	92	907	95	897	95
⑬ 勝賀・下笠居	1,141	120	1,187	125	1,174	125
⑭ 塩江	78	8	81	9	80	9
⑮ 香川	1,505	158	1,566	165	1,548	164
⑯ 香南	509	54	529	56	523	56
⑰ 牟礼	1,010	106	1,051	110	1,039	110
⑱ 庵治	218	23	227	24	224	24
⑲ 国分寺	523	55	544	57	538	57
合 計	18,180	1,913	18,914	1,988	18,699	1,985

#### (4) 計画期間の事業費

在宅サービス別給付費は、各年度のサービス利用者数の推計値に2017（平成29）年度のサービス1人1か月（1回（日））当たりの給付費を乗じて推計した上で、12か月を乗じて、サービスの利用回数（日数）があるサービスでは各年度の1人1か月当たりの利用回数（日数）を更に乗じて、次のとおり見込みます。

施設サービス別給付費は、各年度のサービス利用者数の推計値に2017（平成29）年度のサービス1人1か月当たりの給付費を乗じて推計した上で、12か月を乗じて、次のとおり見込みます。

（単位：千円）

区 分		2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025
在宅サービス	訪問介護	3,431,203	3,586,020	3,620,052	4,562,505
	訪問入浴介護	96,536	97,392	97,250	124,182
	訪問看護	714,181	729,205	686,362	771,147
	訪問リハビリテーション	115,736	133,912	142,627	182,123
	居宅療養管理指導	346,460	351,631	351,580	408,895
	通所介護	5,210,457	5,516,961	5,748,919	7,250,026
	通所リハビリテーション	2,041,606	2,103,037	2,123,252	2,511,012
	短期入所生活介護	3,381,406	3,510,911	3,539,510	4,463,407
	短期入所療養介護	93,616	112,952	129,568	165,867
	福祉用具貸与	1,192,777	1,212,560	1,218,753	1,399,739
	特定福祉用具購入費	54,128	55,084	56,074	64,100
	特定施設入居者生活介護	1,576,435	1,647,265	1,654,395	1,717,738
	住宅改修費	113,750	117,779	120,067	137,489
	介護予防支援・居宅介護支援	2,192,855	2,337,837	2,422,832	2,941,895
小 計		20,561,146	21,512,546	21,911,241	26,700,125
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	78,517	84,509	195,321	359,170
	夜間対応型訪問介護	364,426	385,231	391,226	496,676
	認知症対応型通所介護	273,543	275,973	277,568	305,572
	小規模多機能型居宅介護	516,781	529,137	604,069	853,416
	認知症対応型共同生活介護	2,682,950	2,770,121	2,968,231	3,182,869
	地域密着型特定施設入居者生活介護	28,710	28,582	29,457	28,922
	看護小規模多機能型居宅介護	141,869	141,185	228,344	349,633
	地域密着型通所介護	1,608,837	1,685,184	1,672,918	1,963,604
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	18,057	176,586	175,971
小 計		5,695,633	5,917,979	6,543,720	7,715,833
施設サービス	介護老人福祉施設	4,928,442	5,020,073	5,187,532	5,360,774
	介護老人保健施設	3,529,490	3,991,363	4,442,997	4,574,249
	介護医療院	0	0	33,374	603,686
	介護療養型医療施設	566,124	573,174	579,970	0
	小 計		9,024,056	9,584,610	10,243,873
特定入所者介護サービス等給付費		1,029,371	1,061,978	1,085,625	1,152,988
高額介護サービス費		995,988	1,024,015	1,040,264	1,175,570
審査支払手数料		48,010	49,244	49,762	57,101
給付費合計		37,354,204	39,150,372	40,874,485	47,340,326
地域支援事業費		2,012,205	2,077,045	2,104,574	2,362,350
総事業費		39,366,409	41,227,417	42,979,059	49,702,676

【地域支援事業の事業費】

(単位：千円)

区分		2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2025	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	サービス事業	1,125,228	1,162,248	1,177,489	1,392,732
		訪問型サービス				
		通所型サービス				
		生活支援サービス				
		介護予防ケアマネジメント事業	204,873	211,643	216,913	247,904
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	9,756	9,965	10,214	11,676
		介護予防普及啓発事業	28,028	27,359	28,041	32,049
		健康ステーション事業	21,925	22,244	22,448	22,448
		地域介護予防活動支援事業	17,872	18,469	18,929	21,637
		高齢者居場所づくり事業	14,583	17,457	17,460	12,406
		一般介護予防事業評価事業	3,342	3,325	3,325	3,325
		地域リハビリテーション活動支援事業	6,857	7,052	7,052	6,572
		審査手数料	3,767	3,847	3,869	4,596
	包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	379,387	379,866	384,311	393,034
地域ケア会議推進事業		825	953	953	976	
医療介護連携事業		13,621	15,751	15,751	15,751	
認知症総合支援事業		8,118	11,285	10,359	10,597	
生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業		56,128	58,190	58,248	56,848	
任意事業	介護給付等費用適正化事業	31,663	32,352	32,399	32,399	
	家族介護支援事業	5,552	6,510	6,582	6,701	
	認知症高齢者見守り事業	518	1,443	1,455	1,455	
	認知症高齢者家族支援サービス事業	5,034	5,067	5,127	5,246	
	その他事業	80,680	88,529	90,231	90,699	
	成年後見制度利用支援事業	2,466	2,509	2,539	2,599	
	住宅改修支援事業	96	96	96	96	
	地域自立生活支援事業 〔 高齢者住宅等安心確保事業 高齢者見守り事業 介護相談員派遣等事業 〕	78,118	85,924	87,596	88,004	
A 介護予防・日常生活支援総合事業		1,436,231	1,483,609	1,505,740	1,755,345	
B 包括的支援事業・任意事業		575,974	593,436	598,834	607,005	
地域支援事業合計 (A+B)		2,012,205	2,077,045	2,104,574	2,362,350	

## (5) 介護保険料

介護給付に必要な費用は、公費（国・都道府県・市区町村）が1/2を負担し、残りの1/2を被保険者の保険料等（65歳以上の人は市区町村が決定した介護保険料、40～64歳の方は加入している医療保険者が決定した介護納付金）によって賄われます。

本市の2018（平成30）年度から2020年度における65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、次のような方法で算定しています。

### 【保険料算定方法（1人当たり基準額）】

• 保険料必要額：27,914,795千円〈3年間〉
• 被保険者数（所得段階別加入割合補正後被保険者数）：355,304人〈3年間〉
• 収納率：98.7%
• 保険料基準額算定式：27,914,795千円÷355,304人÷98.7%≒79,600円/年

本市の介護保険料基準額は、上記により算出した79,600円で月額6,633円となりますが、2025年度には、月額8,900円を超えると予測されるなど、介護保険事業の財政が逼迫することに伴う利用者負担の大幅な増嵩が危惧されることから、介護保険サービスの効果的な提供や、効率的かつ適正な利用が、ますます重要になると考えられます。2018（平成30）年度から2020年度の介護保険料率については、次のとおり算出します。

### 【所得段階別介護保険料（保険料率）】

段 階	対象者		基準額に 対する割合	月 額 (円)	年 額 (円)					
	市町村民税 課税状況									
	本人	世帯								
第1段階	-	-	生活保護受給者	0.50 ※(0.45)	3,317 ※(2,992)	39,800 ※(35,900)				
			老齢福祉年金受給者							
第2段階	非課税	非課税	80万円以下	0.68	4,517	54,200				
第3段階			80万円超～120万円以下							
第4段階			120万円超							
第5段階	課税	課税	80万円以下	0.90	5,975	71,700				
第6段階			80万円超				基準額 1.00	6,633	79,600	
第7段階	課税	-	120万円未満	前年合計所得金額	1.20	7,967	95,600			
第8段階			120万円以上200万円未満					1.30	8,625	103,500
第9段階			200万円以上300万円未満					1.50	9,950	119,400
第10段階			300万円以上400万円未満					1.65	10,950	131,400
第11段階			400万円以上500万円未満					1.75	11,608	139,300
第12段階			500万円以上600万円未満					1.85	12,275	147,300
第13段階			600万円以上700万円未満					1.95	12,942	155,300
第14段階			700万円以上800万円未満					2.05	13,600	163,200
		800万円以上	2.15	14,267	171,200					

※ 第1段階保険料は、基準額（第5段階）の5%に当たる額が別枠で公費投入されるため、基準額に対する割合0.45、月額2,992円、年額35,900円になる。



## 2 介護保険サービスの質的向上

介護保険制度が広く市民に周知され、介護サービスの利用が浸透する中、多くのサービス事業者の参入により、介護サービスの供給体制は整いつつあります。

また、介護が必要になれば適切に認定し、真に必要なサービスを過不足なく適切に提供できることに加え、医療と介護を効果的・効率的に受けられるなど、利用者及びその家族が安心と満足を得られる質の高い内容が求められています。

こうした要望に応えるため、市民に対して介護サービスに関する情報を提供し、利用者に対する自己負担の軽減制度の活用促進等により、サービス利用の利便性を高めるとともに、サービスの質的向上を図るため、サービス事業者等に対する指導、助言を行います。

### (1) サービスの質的向上

介護保険制度の基本は、利用者の心身等の状態に応じ、利用者の自由な選択に基づいた介護サービスを提供することにあることから、利用者等が、安心と、より高い満足を得られるサービスの質的向上を目指します。

#### ① サービス事業者との連携

利用者一人一人に満足のいく介護サービスを提供できるよう、サービス事業者の連絡組織である「高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会」、「高松市指定訪問介護事業者連絡協議会」、「高松市指定通所介護事業者連絡協議会」等を通じて、引き続き、サービス事業者の連携を支援するとともに、必要な情報の提供や組織内研修等により事業者全体のサービスの質的向上を行います。

また、介護と医療の必要な高齢者が地域で安心して生活できるよう、介護支援専門員が主治医と連携しながら利用者についての情報を共有し、利用者中心の医療・介護・福祉サービスを、関係者の協力のもとに提供できるよう支援します。

#### ② サービス事業者への指導・助言

2012（平成 24）年度から、県に指定権限等があった介護施設及び居宅サービス等について、中核市である本市に指定権限等が移譲されたことより、市内の介護サービス事業者の指導監督は、全て本市が行っています。

サービス事業者に対する指導監督については、制度改正の周知や過去の指導事例等について、講習等の方式で行う集団指導や、高齢者虐待や不適切な報酬請求の防止等に向けて、定期的に事業所を訪問して行う実地指導のほか、運営基準等の違反及び不正請求が認められる場合等には、随時、監査を行い、サービス事業者の資質と利用者の処遇の向上に努めます。

また、利用者及びその家族等が満足のいく介護サービスを選択できるよう、又は提供を受けることができるよう、サービス事業者に対し、介護サービスの内容や運営状況についての公表を促すとともに、「高松市介護保険制度運営協議会」から、事業者のサービスの質や運営の評価等の意見を聴取し、介護サービスの適正な運営の確保を図ります。

地域密着型サービスにおける小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護等の各事業所については、利用者・家族、地域住民の代表等により構成される運営推進会議に市職員

を派遣し、適切な指導・助言、情報提供を行うなど、地域に開かれたサービスの推進、及び質の向上、透明な運営の確保を図ります。

地域のケアマネジャーに対しては、幅広い視野を持った適切なケアマネジメントが実施できるよう、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が研修会等を通じて、支援を行います。

### ③ 相談・苦情への対応

介護保険制度の複雑化や介護サービスの利用増加に伴い、サービス内容、要介護（要支援）認定、保険料賦課等を始めとする苦情・相談が増加、多様化していることから、各窓口における連携を密にし、迅速かつ丁寧な対応に努めるなど、相談体制の充実を図るとともに、利用者に対し、介護保険制度の内容や介護サービスの適正な利用について理解が得られるよう、広報紙やホームページ、市政出前ふれあいトーク等を通じて周知に努めます。

また、2015（平成 27）年度から介護相談員を介護サービス事業所等へ派遣し、利用者からの相談に応じることで、利用者の疑問や不満、不安を解消するとともに、必要に応じて事業者に改善を求めることで、苦情に至る事案の未然防止を図っています。

## （２）サービスの利便性の向上

介護に対する市民の要望に応えるため、市民に対して介護サービスに関する情報等の提供を行うとともに、利用者に対して自己負担の軽減制度の活用を促進し、サービス利用の利便性を高めます。

### ① 市民への情報提供

「たかまつホッとLINE」、ホームページ、市政出前ふれあいトーク等、広報活動による情報提供に努めるとともに、サービス事業者に対し、介護サービス情報公表システムを活用したサービス内容や事業者に関する情報公表と、第三者評価の積極的な採用を促進します。

### ② 低所得者に対する利用料の負担軽減

利用者の所得に応じて、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費を支給するほか、低所得者に対して、施設サービスにおける食費・居住費の補足的給付や社会福祉法人による利用者負担の減額等を行い、利用料の負担を軽減します。

## （３）公平・公正かつ迅速な要介護認定

要介護度により、サービスの利用限度額や負担額が変わること等から、要介護（要支援）認定に向けた調査や審査の公平・公正化が求められます。

このため、介護認定審査会委員及び調査員の更なる資質の向上を目指し、香川県等が実施する研修会への参加や、市主体の研修会等を通じて、調査や審査・判定の平準化を図ります。

また、介護サービスを必要とする人には、少しでも早く認定結果を伝えることが安心につながることから、制度改正による認定事務の簡素化を適切に運用するとともに、申請受付から認定調査、調査内容の確認までの更なる効率化を図ることで、迅速な認定に努めます。

#### (4) 特別給付・保健福祉事業

保険者は、法定の保険給付以外に、介護保険法の趣旨に沿って、市町村の状況に応じた独自の給付事業を実施することができますが、その給付事業の財源は、全て第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

特別給付・保健福祉事業については、第1号被保険者の負担増につながる事等から、介護保険の給付状況や介護保険外の各種福祉サービスの実施状況を踏まえ、事業の在り方について検討します。

### 3 介護給付適正化の推進

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本市においては、これまで、香川県が策定した「第3期介護給付適正化計画」に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を実施することにより、介護給付の適正化に努めてきたところです。

今後、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年、更には、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を、更に推進していくことが必要となります。

このようなことから、2018（平成30）年度から2023年度の6年間の計画期間とする「第2期高松市データヘルス計画（高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画）」に基づき、介護給付の適正化を一層推進します。

#### （1）要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査票の特記事項や主治医意見書との整合性を確認し、必要に応じて助言や指導を行うことにより、要介護認定調査の精度を高め、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めます。

#### （2）ケアプラン点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、点検及び指導を行うことにより、利用者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、適正な給付に努めます。

#### （3）住宅改修等の点検

住宅改修を行う際に、介護保険が適用される部分と適用されない部分について、施工前後の写真等による厳正な審査や、竣工時の訪問調査等により、利用者の身体状況や生活状況等の実態に即した、適切な住宅改修が行われるように努めます。

#### （4）医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、縦覧点検や医療情報との突合により、不適正な給付の発見に努めます。

---

## (5) 介護給付費通知

サービス利用者に介護給付費通知を送付し、サービス費用額をお知らせすることにより、費用額の意識付けを行うとともに、利用者から寄せられる情報や相談に基づいた、事業者の不適正な請求の発見やけん制効果により、適正な給付に努めます。

## 4 介護保険サービス提供体制の確保

介護保険制度においては、高齢者自らが、心身等の状態に応じて、必要なサービスの種類やサービス事業者の選択を行うことが基本であり、そのためには、質・量ともに適切なサービス提供体制が整えられていることが必要です。

サービス提供体制を考える上で、「地域共生社会の実現」、「地域医療構想の実現」、「介護離職ゼロの実現」等の国の政策的方針への対応、介護療養型医療施設の廃止及び介護医療院の創設に係る対応、地域密着型サービスの適正な配置と利用促進及びサービスを支える人材の確保・資質の向上が課題となっています。

【第7期計画における介護保険施設等整備量】

(単位：人)

区 分	整備量
介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）	88
介護老人保健施設	60
介護医療院	1
（混合型）特定施設入居者生活介護	40
認知症対応型共同生活介護	54
小規模多機能型居宅介護	29
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	54
看護小規模多機能型居宅介護	29
合 計	355

※ 上記の整備量は、医療療養病床等からの転換分を除く。

※ 上記の整備量は、各年度サービス量の推計（見込）値の増加分とは合致していない。サービス量の推計（見込）値については、上記の整備量のほか、医療療養病床等からの転換分及び第6期計画期間中における利用実績等を考慮して設定している。

※ 介護医療院については、香川県が実施した転換意向調査結果を踏まえ、医療療養病床からの転換に合わせて新たに整備を行う。

### （1）国の政策的方針への対応

#### ① 共生型サービス

地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築においても、高齢者だけではなく、障がい者、子どもを含めた地域づくり、包括的支援体制が求められており、2018（平成30）年4月から、介護保険制度と障害福祉制度に、新たに共生型サービスを位置付け、同一の事業所での高齢者と障がい児者へのサービス提供が促進されます。

当該指定の申請があった場合は、指定基準に基づき、適切に審査を行い、サービス事業者の指定に努めます。

#### ② 地域医療構想を含む医療計画との整合性

2025年に向けて、地域医療構想を推進するためには、慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、適切に受け皿の整備をする必要があることから、香

川県が実施した医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設における転換の意向調査の結果を基にサービス見込量を設定するとともに、サービス提供体制の確保を図ります。

### ③ 介護離職ゼロ対策

2020年代初頭までに、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防止するため、その対応を踏まえたサービス見込量を設定するとともに、サービス提供体制の確保を図り、介護離職ゼロの実現を目指します。

国の推計によると、本市では、介護離職ゼロ対策として、455人分の対応が必要となっています。このため、対応分の一部について、新たに整備する施設等の利用者数の見込量に反映し、対応を図ります。

## (2) 介護療養型医療施設の廃止及び介護医療院の創設に係る対応

2017（平成29）年度末で設置期限を迎えることになっていた介護療養型医療施設については、その経過措置期間を2023年度末までとし、6年間延長されています。

サービス提供体制の確保に向けて、介護療養型医療施設の転換意向を注視しながら、順次、実施期限までに介護医療院への円滑な転換の促進を図ります。

また、第7期計画における介護医療院の創設に係る対応については、県の医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設における転換の意向調査の結果を基に、サービス見込量を設定しています。

## (3) 地域密着型サービスの適正な整備と普及

重度の要介護者、一人暮らし高齢者及び認知症高齢者の増加、更には働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、多様で柔軟なサービスを利用し、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、日常生活圏域別の利用見込みを基に、必要なサービスを整備するとともに、利用促進を図ります。

サービス事業者の指定に当たっては、指定基準、運営基準に基づき審査を行い、適正な事業運営を行うことができるサービス事業者の指定に努めます。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等、公募によりサービス事業者の指定を行う場合には、学識経験者等で組織する審査会等での審議や、高松市介護保険制度運営協議会の意見を聴くなど、公正性・透明性の確保を図ります。

## (4) 人材の確保、資質の向上

2025年を目途とする地域包括ケアシステムの構築や、2020年代初頭の介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤の整備等により、必要となる介護人材の確保及び資質の向上を目指し、県と連携しながら、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等の取組を推進します。

さらに、この取組に関してサービス事業者へ情報提供を行うとともに、「高松市指定居宅介

護支援事業者連絡協議会」、「高松市指定訪問介護事業者連絡協議会」、「高松市指定通所介護事業者連絡協議会」等の介護関係団体間の連携・協力体制の構築を始め、各事業者間の情報共有や合同研修の実施等を支援し、市内介護サービス事業全体のイメージアップと資質の向上を図ることにより、人材の確保に努めます。

### **[実施予定の主な事業]**

- ① 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業（県基金事業）  
子育て中の介護サービス事業所の職員が、安心して就業できるようにするために、施設内に職員の子の託児所を設置・運営する事業所に対し、補助金を交付することで、離職防止及び再就業を促進します。
- ② 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（県基金事業）  
介護従事者に対し、講演会等の開催により適切な介護方法等を周知することで、安全・安楽な介護を行える職場環境の改善とともに、腰痛等体調不良による離職の防止につなげます。
- ③ 各サービス事業者連絡協議会等との連携・協力体制の構築  
既存の各サービス事業者連絡協議会を更に発展させ、労働環境の改善や、本市の介護保険業界全体のイメージアップを図る取組を推進するための組織づくりを支援します。
- ④ 各事業者間の情報共有や合同研修の実施  
各サービス事業者連絡協議会が実施する、事例検討会や勉強会における情報共有や、合同研修により、本市の介護従事者の資質向上を図ります。
- ⑤ 介護ロボットの導入による介護従事者の負担軽減  
国の補助事業により介護ロボットを導入した事業所における導入効果を波及させるため、機能性や安全性、効果的な活用方法等について、未導入の事業所に対し情報提供することにより、介護ロボットの導入を促進し、介護従事者の負担軽減を図ります。
- ⑥ 処遇改善加算の適切な運用  
事業者に給付している介護職員処遇改善加算が、確実に職員に支給されていることを確認することで、賃金改善に努めます。



## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

庁内組織の高松市高齢者福祉推進連絡会及び高松市高齢者福祉推進本部会を中心とした関係部門間の連携とともに、市民及び地域団体、保健・医療・福祉の各分野の関係機関等との緊密な協力・連携を図る中で、本計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

### 2 サービス提供体制

#### (1) 情報提供・相談体制の充実

保健・医療・福祉の各分野のサービス内容、利用方法等を分かりやすく説明したパンフレット等を作成・配布するとともに、広報たかまつや市ホームページ、メールマガジン、保健・医療・福祉関連情報のネットワークシステム「WAMNET」(ワムネット)等を活用するなど、広報活動の充実を図ります。また、地域包括支援センターや老人介護支援センター、民生委員児童委員、保健師等の訪問活動を通じて、きめ細やかな情報提供に努めます。

また、気軽にサービスの利用相談ができるよう、介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、保健の各部門と連携を図るほか、老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口として位置付けることにより、相談窓口の一本化に取り組み、相談体制の充実に努めます。

#### (2) サービス提供体制の充実

在宅サービスについては、参入意向のあるサービス事業者に対して、新規の開設を円滑に進められるよう、適時適切な情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)等については、日常生活圏域ごとの整備計画を基本として、高松市介護保険制度運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)の意見を踏まえて事業者の指定を行い、必要利用定員数の確保に努め、在宅生活に近い居住環境整備を進めます。

また、高齢者のニーズに合った最適のサービスを提供できるよう、サービス事業者を始めとした関係者との円滑な連絡調整や適切な指導・支援を行うため、地域包括支援センターを活用した地域における関係者間ネットワークの構築を促進するとともに、人的資源をいかしたサービス提供体制の構築を支援します。

#### (3) 苦情解決体制の充実

サービスの利用者からの様々な相談・苦情がサービス内容の改善につながるよう、高齢者の日常生活に関する総合的な相談窓口である地域包括支援センターを始め、本市相談窓口において適切な対応に努めるとともに、迅速、適切に苦情解決する体制の充実に努めます。

なお、介護サービスに関する苦情は、香川県国民健康保険団体連合会との連携を図る中で、

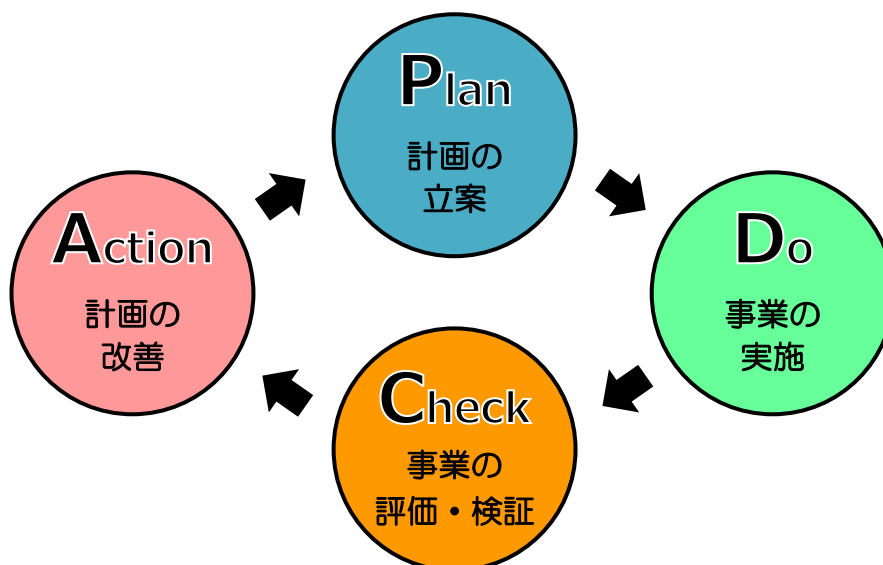
介護保険担当窓口において、必要に応じて、サービス事業者に説明・改善を求め、問題解決を図るなど、適切な対応に努めます。

### 3 計画の進行管理

---

本計画については、計画期間内に十分な成果を上げることができるよう、「計画の立案（Plan）」、「事業の実施（Do）」、「事業の評価・検証（Check）」、「計画の改善（Action）」のPDCA サイクルによるマネジメントを実施し、毎年度を1サイクルとして、適切な進行管理を行います。

また、本市の総合計画やまちづくり戦略計画等との整合性を図るとともに、高松市高齢者福祉推進連絡会及び高松市高齢者福祉推進本部会や、学識経験者、関係団体の代表等で組織された高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会等に、定期的に進捗状況を報告し、意見を聴く中で、適切な進行管理に努めます。



### 4 情報の公開

---

本市における会議の公開等に関する指針に則り、高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会の会議を公開し、会議内容、アンケート調査結果等を本市ホームページにて公開するなど、策定に関する情報を公開するとともに、パブリックコメントを実施し、市民の意見を計画に反映するよう努めます。